

ことにはならない。今までの惰性といふものがいる。いい子になつて法律だけ改正して中身は同じだ。こういうようなことであつてはならない。そういうような考え方で、いま公害の問題がいわば企業の耻部になつてゐる日本、そういうようなことからして、その企業内に発生している労働災害、職業病、こういうような問題に対しても以前も同じなんだという考え方立たないということはわかつた。しかしながら労働省は厳然として以前もいまも統くのでしようから、そななると十五年前、松下電器で進相コンデンサー事業部の従業員、労働者の半数くらいがP.C.B.の症状が出ているということを、当時においては全然知つておらなかつたのですか。本日以後はこれは歴然としてわかつたのですか。今後これに對処するということなんですか。この点なんかたらまことに労働者の態度はまだまだ甘いものがある、こう言わざるを得ない。昭和二十四年にもうすでにその毒性を証明する野村博士によるところの表示があつたのです。そして人体実験に入る前に動物実験に入つていた。そういうような問題についてはつきりこれを忠告しておつた。しかしあえて今までの労働省はこれを顧みないで、そのままこれを実施しておつた。その結果生産第一主義で、P.C.B.、こういうものに対して、これをまき散らす結果になりました。配置転換やまた職業病として内部で操作するにすぎない。それが現在のいわゆるP.C.B.の世界的な汚染の根源が、日本が第一番だと言われるゆえんだ。私は労働省はそういうような態度であつて法を改正しても何にもならぬじやないか、こう思ひます。野村博士の報告は昭和二十四年十一月十日に出されておる。昭和三十年の四月に発表しておる。三十一年の秋になつてから、こういふような報告書をあえてまた提出されておる。それから三十二年の夏になつてこれがはつきり現象としてあらわれている。年次を追つてだんだんやつておつてあらわれた時点において皆さん考へておる。その以前においてなぜこういう問題に對して対処しなかつたのか。現に昭和三十年四月に今度は生産量が、鐘淵化学と三菱モンサン社、これを合計して四十三年には五千百三十トンが、四十四年は七千七百三十トン、四十五年は一万一千百十トンと、注意しながら、この生産量が逆に今度は生産量が、鐘淵化学と三菱モンサン社、これがからの労働者の考え方並びに人員、画期的に違つものであるとどうしても思えないとした

がつて、これは「労働科学」第二十五卷第七号にはつきり取録されてこの毒性について明らかにされおつた。これに対し労働省は如何手を打つておらなかつた。これに対し怠慢じゃありませんか。この事態をほんとうに知らなかつたのですか。この問題に申しわけないことでもござりますが、二十四年当時のそういう問題については、労働省としては当時知つておらなかつたわけでござります。労働省といたしましてはその後四十年代になりましてP.C.B.のことがだんだん大きな問題になつてしまいまして、それに応じまして四十三年ごろからP.C.B.の問題を取り上げる必要があるということで検討いたしまして、昨年、四十六年に、その検討の結果に基づきまして、特定化學物質等障害予防規則といふのを制定いたしまして、その中に特定化學物質の一つといふべきP.C.B.を取り上げ、それに対する労働衛生上の規制措置をその規則の中に制定し、昨年以来この問題の規制を進めておるところをございます。

○島本委員 もうすでに、昭和二十四年十一月十日にこれがお出されておる。昭和三十年の四月にも、これははつきりこの毒性についてもうすでに発表しておる。三十一年の秋になつてから、こういふような報告書をあえてまた提出されておる。それから三十二年の夏になつてこれがはつきり現象としてあらわれている。年次を追つてだんだんやつておつてあらわれた時点において皆さん考へておる。その以前においてなぜこういう問題に對して対処しなかつたのか。現に昭和三十年四月に今度は生産量が、鐘淵化学と三菱モンサン社、これを合計して四十三年には五千百三十トンが、四十四年は七千七百三十トン、四十五年は一万一千百十トンと、注意しながら、この生産量が逆に今度は生産量が、鐘淵化学と三菱モンサン社、これがからの労働者の考え方並びに人員、画期的に違つものであるとどうしても思えないとした

これだけ従業員が皮膚炎を起したり、障害を起したり、いろいろこれまでいっているのです。いまあらためて法律を直したからといって、こういうような問題に對してはたして対処できるのであります。法律を直したからといって、皆さんはいい子になつても、内容が同じだつたら同じような現象がまた続くということになる。法律を直した以上、もうすでに今までの労働省じゃないんだ、労働安全衛生に關しては画期的な、こういうような事を自分らでもつてはつきりと対処できるんだ、こういうようなことに対してもつと確信を持つて確認がなければならぬわけなんです。やはりこう続くよりな気がしてならないわけです。ことは、労働者では確かにこれは新法をつくつて面目歴然たるものがあるでしょう。しかし、内容が同じだつたらどうにもならないわけです。現実の例として、四十三年、四十四年、四十五年、労働者が最も内容の充実したときに、逆にこれを発生させる要因をつくつておる。あらためてこれは皆さんに聞きますが、今後こういうような状態を招来しないといふ確信と、それから内容の充実が労働省にあるのですか。今後こういうようなものに對してはどういうような観点に立つて取り締まるのですか、規制するのですか、そして従業員を守るのですか。もう少しそういう点ははつきりと解説しておいてもらいたいのです。

○渡邊(健)政府委員 今後もいろいろな化学物質の新しい採用等によりまして、この種の職業病が増加していくという問題は起きてくると思うのですが、われわれといふたましては、今回法律によりまして、いろいろ危害防止措置の根柢を明確にいたしまして、そういうことに對処する法的な体制を整えておるだけではなく、実際におきましても、実質的、内容的に、そういう措置を有効にとれるよう極力努力いたしたいと考えておるところをございまして、そういう点につきましては、確かにわれわれのいわゆる基礎となる研究調査体制も從来必ずしも十分でなかつたと思うのでござりますが、これに対処いたしますために現在、産業医学総合研究所といふ日本が公害世界第一の国になつたのは、労働省の怠慢であった。こういうふうに言われても、これはもう返すことばもないでしょ。イタイタイ病の問題にしても、水俣病の問題にしても、まさしくその原点は職場です。そこが何にもないから、またそういうふうな人たちは、死んで、骨も何も、血液もなくなるといふか、骨がすっかり溶けてしまふ、燃え切つてしまふ。こういうふうになつてもあえて職場内にとどめてこれを職業病とし

法律をつくったあと対処する姿勢というものは、結局もう火葬にしても、骨を拾うにもみんな落けるやつではないんだ。こういうような実態がそのほかにもあつたでしょう。ですから、これからのかなにもあつたでしょう。全部の日本の公害を労働省の次元において完全にこれを抹殺するんだ、なくするんだ。こういうふうな新しい決意に立たないと、結局、皆さんのがい子になつただけで、いままでと現状は変わらない、こういうよろなことになつて、まあ一人の優秀な局長をつくつたにすぎない。労働省がいい子になって国民が全部枯れてしまふ、こういうよろなことじや困る。今までの様子を見ると、今後のこういうよろな予想される現状から、画期的な一つの決意を持たないとだめなんです。ほんとうに自分らの機関が出しているのに対しても見えもはつきり検討しておかない、こういうよろな態度じゃだめです。企業べったりだ、こう言われてもしようがない。あえてこれは、本題に入る前に強くこれを警告しておきたいし、労働大臣もこれに對してははつきりとした決意を持って対処しないといけないです。きょうの公労協のストだって、これは労働大臣だってちゃんとときのうの時点だって、きょうの時点だって対処できた。それに対してするするとストに入らせてしまう。今度は公害の問題。これは二十九年段階でわかつている。なのに、するすると公害世界第一の国にしてしまつて、いる。だめだ、こういう態度は。局長と大臣にあえてもう一回決意を聞いておきたい。

あつたということは私も承知いたしておりますが、気がついたのがおそかつたという御批判はまさにそのとおりだらうと私は思う。しかし、おそかつたからといってそのまま放置しておくわけにはいかない。その分を取り戻すための努力といふものは、政治の場においてなさなければならぬわけであります。私、労働大臣になりましてからいろいろ各委員会において御質問を受けておりますと、確かに従来の労働行政と違つたもの、つまり職業病といふか、私自身がわからないようないろいろな薬の名前等ものごろは勉強させていただいておるのでございますが、世の中はそれほどどの展開をいたしておる。これが高度経済成長の陰で気がつかなかつたといふ御指摘は十分私たちも受けまするが、やはりこれに対処するための対応策といふものはすみやかに講じていかなければならぬ。そうでなければ今後の経済の發展もなし、またその中心となる労働力の確保、また職場といふものも確保されないわけでありまするから、いろいろと御指摘はありまするが、こういう法律も私は一つの前進であろうと思う。これだけつくつて得意になつておる労働省の態度といふようなことはなるべくお使いになつていただきたい。今後これをもととして、いま島本委員御指摘のようなものの絶滅を考えていきますと同時に、労働省自体が今後やはりそれぞれ厚生省、環境庁、大蔵省、関係各省もありますが、十分協議を重ねながら、やはりあくまでも人間尊重といたてまえからその意味における労働力の確保、楽しい職場、明るい職場といふ方面への指導をしていくことが、これから労働省に課せられた仕事であらうと私は考えておりますので、この新法を契機といたしましてできるだけそういう御批判、御指摘のないような努力を今後とも続けてまいる考え方でございます。今までの、二十四年以來のことについて私も存じ上げなかつたことはまことに申しわけないと思つておりますが、災いを転じて福となすという気持ちから、今後は十分これに対処してまいる考え方でござりまするので、その点御

○島本委員 それで、そういうような製品をつくつておる、また禁止されているような品物をつくつておる、こういうような場合には差しとめ請求が労働省として新法によって可能ですか。

○渡邊(健)政府委員 今度の新法によりまして製造禁止されます物質等につきましては、これはもしこれに違反して製造等をいたしますれば、これはもしくは罰則をもつて規制されるものでございます。そのほかの、先ほど先生がおあげになりましたような禁止以外の物質につきましては、たとえば特定化学物質等障害予防規則その他の規則によりまして、それぞれ職業病の発生予防のいろいろな措置を規則できめられておりまして、それに違反すればもちろんこれは今度の労働安全衛生法に基づく罰則が適用されるばかりでなくして、そういう違反した状態で作業がなされている場合には、これは使用停止処分等も監督官が命ずることができることに相なつておるわけでござります。

○島本委員 そうすると、これは罰金があり罰則がそれぞれきめられておりますが、それを犯した場合には、差しとめ請求権がない以上、罰金を納めたならば何ばつくつてもいいということになろうかと思うのですが、この辺の関係はどうなつておりますかということです。

○渡邊(健)政府委員 労働安全衛生法の九十八条で使用停止命令等の規定があるわけでございまして、その九十八条に例示されているような各条項に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械貸与者等々に対しまして、作業の全部または一部の停止、建設物の全部または一部の使用的の停止または変更その他必要な事項を命ずることができます。この違反ができることになつておるところでござりますので、罰金さえ納めれば從来どおり作業が続けられるのだということではないわけでございます。

○島本委員 これはやはり六ヶ月以下の懲役また五万円以下の罰金なんですね。同時に、これは

○渡邊(健)政府委員 さように御理解いただいて
けつこうだと思います。この九十八条では作業の
全部または一部の停止のほかに、建設物の全部ま
たは一部の使用停止となつておりまして、建設物
の中には機械等も含まれるわけでござります。
○島本委員 それはわかつておりますが、今度の
改正法によつて、以前の法律による基準法の四十
八条、それから現在の改正される法律五十五条、
これによつてそれぞれ使用禁止になる、こういう
ようなものの物質があげられております。これぐ
らいはもうすでに何年か前に禁止されておつたも
のであって、現行のものではない。もうすでに過去
のものなんです。こういうようなものだけあげ
ておいて、これが労働安全衛生の根幹であるとい
うことになると、少しあびいような気がするわけ
です。黄磷マッチであるとかベンゼンだとかも
たはベンゼンを含有するゴムのりであるとか、こ
れはもう全部過去のものです。過去のものをあげ
て、現在進行中のものやもうすでに現行のものに
対してはまだえて何も触れられておらない。使
用禁止になるものはこれでいいのですか。
○渡邊(健)政府委員 在来のもののはかに、今回
の法律によりまして新しくベンジン、ペータナ
フチルアミン等四種の物質をこの政令で定めまし
て、五十五条の製造等の禁止の対象といたす考え
でございますが、今後におきましても、先生御指
摘のように、この種のものが出てくることは当然
考えられることでございまして、私どもといいたし
ましてもは今後も有害物質につきましては検討を進
めまして、これは政令で定めることになつておりますので、必要に応じて隨時追加をしてまいりま
して、この制度の充実につとめてまいる所存でござ
います。
○島本委員 ベンジンであるとかベンジンを
含有する製剤、それとペータナフチルアミン、こ
れらは発ガン性の物質なんです。発ガン性の物質、

といったら、こんなものだけじゃないのです。現在もう進行中のもの、製造中のものがたくさんあるわけでございます。現に今まで過去の札つきのものだけをあげて、現在もうすでに指摘されているようなら、これがいわゆる公害源であるといわれているようなものに対してもさしつかれておられない。これだけだったら、もう三歳の童子でもわかるようなものだけをあげて、これが長期的新法であるというようなことじゃ困るのです。(橋本龍太郎君は四歳にしてもうすでにこんなことを(龍)委員「三歳の童子じゃ覚えられないよ」と呼ぶ)いろいろな不規則発言がありますけれども、は知つておった。ですからこういうものだけは古いのだ。発ガン性物質というのはどういうような点を考えておりますか。

○渡邊(健)政府委員 この五十五条でただいま申し上げましたような物質は、発ガン性の物質の中でも特にこれは許容濃度がないといわれまして、ほんの微量なものに触れましてもそういう発ガン作用を持つており、非常にその発生率も高く、現在の技術水準では完全に労働者がそれに曝露するなどを予防することは不可能。こういうように考えられておるものでございます。

その他、先生御指摘のように、なおガンの原因となるような原ガン性物質があるわけでございまですが、それらにつきましてはいろいろ製造過程におきまして規制をいたしまして、密閉した装置の中で製造されるようにする等々の処置を講じますとか、あるいは許容濃度にいたしましても、他の物質は一定の許容濃度以下に押えることが可能である、許容濃度以下に押さえれば一応現在の医学水準では労働者に障害を生じないことが考えられるというようなものでございますので、そういうやうのにつきましては、各種の規制措置を厳格にすることによりまして、労働者がそういう物質に曝露しないよう、気中濃度なども許容濃度以下に押えるように規制をしていく、こういうことを考えておるわけでございます。

命令で定めるもの、これが基準法四十八条、これをそのまま受け継いで、新法ではこれに新たにペンジンであるとか、ベンジンを含有する製剤——またペータナフチルアミン、これは発ガソリンの物質として指定してきた。その他のものも考えるという。あえてこの名前を列挙した以上、それではアスベストであるとかベリウム、こういう発ガン性物質をあげなかつた理由は、これほどういうよくなわけですか。

○渡邊(健)政府委員 先生ただいま御指摘のアスベストそれからベリウム等は昨年制定いたしました特定化学物質等障害予防規則の中に特定化学物質としてあげているものでございまして、それらに対しましては、当規則の中で局所排気装置であるとかあるいは除じん装置であるとか、あるいはその他の漏洩予防の規制であるとか等々の規制措置を講じておるところでございます。それらを厳格に順守せしめますならば、一応労働者に有害な障害を生ずることを防ぎ得ると、われわれかように考えておるところでございます。したがいまして、今後これらの規則を厳格に守らせることによりまして、労働者にそういう障害が生ずることのないようにしてまいりたいと考えるところでございます。

○島本委員 ペータナフチルアミン、これは厳格に守らしても予防できないものである。アスベスト、ベリウム、これらは厳格に守らしたならば予防できるものであるといふ、この根拠はありますか。

○渡邊(健)政府委員 ペータナフチルアミン等につきましては、外国の実情等を調べましても、現在の技術水準では、労働者が暴露することからこれを完全に防衛するということは期待できない、こういうような状況を聞いておるわけでございましょう。

○渡邊(健)政府委員 コールタールや砒素化物などもやはりこの特定化学物質等障害予防規則の物質として掲げてございまして、先ほど申し上げましたような物質と同様に障害発生予防のための規制を当規則によりまして厳格に行なつてまいりたい、かように考えておるところでござります。
○島本委員 クロム酸塩とかニッケル、こういふようななものも同様なランクになつておるわけであります。もうすでにこういふようなものは医学的に発ガン作用が確認されている。にもかかわらず労働災害防止といふこういう観点から労働省はこれに対し具体的な手はまだそこまで及んでおらないで、ただ注意だけをしておる。一方アメリカからいわれる所、これはもうベータナフチルアミンのようく禁止する、使用禁止の項目の中に入れている。もうすでに現行犯のものに同様なものがあって、これは学界から指摘されているものにアベストがある。こういうものに對しては要注意だけにとどめておる。この辺はあいまいじありませんか。これでいいんですか。これは発ガン性物質である。これはそのおそれが十分過ぎるほどあるということをもうすでに指摘されているはずです。これはもつと注意しないとだめだ。労働大臣、これは注意しないといけません。まだどういう状態なんですか。今まで、これだつて、あげているのはもうすでに過去の札つき。いまもう進行中のもの、現在指摘されているものは入つておらない。ただ要注意の中に入れてくれる。この間にまた進行するのです。おそらくまだこれだけやつても手ぬるい。現在公害では世界一の汚名さえ持つておる。この原点においてこれをつかまえしで許しておる。こういうことはあつてはならぬいはずです。どうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 アスベスト等も特定化学物質等障害予防規則の中の第二類物質として掲げられておるところをございまして、同規則によりま

うで得る限り同規則の厳格な順守をさせていく
ようにいたしたいと考えております。

なお、先生御指摘のように、まだいろいろ問題
のある物質もほかにもあるわけでござりますが、
それらにつきましては今後とも検討を進めまし
て、それらの危険性等の証明が漸次明確になって
まいりますならば、それに応じまして五十五条の
政令で規定いたします物質をふやしていくといふ
ことで、今後この制度の充実につとめてまいりた
い。かように考えておるところでございます。

○島本委員 じゃこれは厳密に言つて、塩素また
は塩化水素、こういうようなものに対しても
これも塩化ビニール工場なんかでは被害者がもう
出でてゐる。それからBHCやDDT、こういふよ
うなものによつてもはつきり被害者が出たりして
いる。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕

こういうようなものに対しても、一つ一つ後半後
手に回つてはならないと思うのですがね。公害基
本法が一昨年の暮れに改正された。関係立法十
三、その後また三つふえておりますが、すでにそ
れぞれ変わつた。大気汚染防止法、水質汚濁防止
法。もう無過失賠償責任法さまで提案されてゐる。
この大気汚染防止法の中にもうすでに特定物質と
してきめてある問題がある。それからこれはもう
規則その他によってはつきりこういうような問題
を指摘しているものもある。こういうようなものと
の関係はどういうふうにつけておりますか。

○渡邊(健)政府委員 いろいろ物質の中には人体
に有害なものが先生御指摘のようにたくさんある
わけでござりますが、これらの、従来で申します
と基準法に基づく規則、今回で申しますと、今度の
労働安全衛生法に基づきます規則は、その性質か
らいたしましてこれは製造等の過程で労働者が触
れて、そしてその結果労働者に障害が発生する
おそれがある、こういふものを選びましてこれをそ
ういう規制の対象物としておるわけでございまし
て、このほかにいろいろ物質がございましても、製

製造過程等において、労働者がそういうものに触れてそういう障害を受けることが考えられないものは一応除いておるわけでござりますが、大部分のものは当然製造過程において労働者がそういうものに触れる場合が多いわけでござりますので、特定化学物質等障害予防規則、そのほかにも、今まで申しますと基準法に基づく規則といしましては有機溶剤中毒予防規則あるいは四アルキル鉛中毒予防規則などと等々の諸規則をつくって、それによってそれらの物質のそれぞれに対応いたします規制をいたしておるところでございます。

○島本委員　だめだよ、そんなの。そんな答弁はもう官僚の答弁だ。あえてこんなことを繰り返す必要はないから言わないのでけれども、P.C.B.なんか御存じのように、もう九月一日までに全部製造さえ禁止している。三菱モンサントでもそれがら鐘化でも、もうすでに自主的に製造さえやめておる。六月で終わる。そういうような状態で、これはすでに従業員にあらわれたという例も知つておる。主婦にさえも浸透している。脂肪の中に入つた場合に排出しない。唯一の脂肪分の中で排出されるものは母乳である。そうすると母乳は乳児のほうに移る。これまた蓄積されていく。こういうよろくな状態になるとどうにもできなくなるということで製造を禁止しているP.C.B.の問題なんか、何も触れてない。それだけじゃないです。塩素とか塩化水素だって、もう工場で被害者が出てるでしょ。出ていながら、こういうようななものに対して後手後手に回る。労働行政はこれではだめだ。ていさいを整えるだけの改正では何にもならぬ。その中からそういうような問題をえぐって、その原点でこれを完全に把握して停止するのだ。疑わしきは罰するのだ、こういうような態度でないと、労働安全衛生法は仮つても魂がないようなものだ、画竜点睛を欠いているのだ。ほんとうにそういうのが散見される。ですから、こういふような点は十分調査して、大気汚染防止法施行令の中にも、十条にこの問題がはつきり、物質も列挙されている。それか

ら第一条の中にも、こういふような問題で列挙されておりますから、十分この国連をつけて、公害を職業病の原点、労働災害の原点とらえるならば、関連法との連携が必要なんですね。十分考えてこの禁止措置を講じてますか、その点一言伺つておきたい。

○遠澤(健)政府委員 徒然も、そういう公害の対象物質になつておりますよななもの等の規制を考へて、諸規則については制定に当たつておつたわけですが、さらに今回の法案におきましても、被害防止基準を制定するに当たつて、公害に関する法令との調整措置を二十七条におきまして規定をいたしました。これが労働災害と密接に関連するものの防止に関する公害等の法令の趣旨に反しないように、災害の被害防止措置については配慮しなければならない旨規定をいたしておりますところでございまして、今後先生御指摘のように十分公害との関連というものを考えながら、われわれこの法律の運用に当たつてまいりたい、かよう考えております。

おいてこれだけのがしておりながら、これからやるのだ、やるのだと帆を上げても、船は先へは進みませんよ。大臣、どうなんですか、ちょっとひとこと。

○塚原国務大臣 具体的な例をたくさんおあげになつての御質問であります、御高見は拝聴いたしました。今日までの労働行政のあり方がいかに公害をまき散らしている元凶のことき御発言であります、それは私は当たらないことはであろうと思ひます。しかし、御批判は御批判としてちようだいいたしまして、いま申しましたように職業病、ことに発ガン性のもの等についても問題に点がたくさんござりますので、先ほども触れましたが、関係省局との連絡もありますが、むしろ労働省が引きずつていくという形でこういう問題を取り組んでいかなければならぬ、いま御質問を聞きながら私はつくづくそら考え、また労働行政においてもそぞういう推進をしていくことが今日の時世に適合したものであると考えております。

○島本委員 これで終わりますけれども、その決

君がいはれかのうですが、少健行政、安全衛生の面だつて現実よりおくれてゐる。それからきようの公労協のストにだつて労働大臣が対処できるのに、これだつて現時点からはずれてしまつていふ、まことに遺憾であるということを表明して、

○山下(徳)委員長代理 古寺宏君
○古寺委員 専売公社にお尋ねをいたします。先日盛岡の工場を見学いたしてまいりましたが、非常に粉じんが多くて、安全衛生上非常に心配な点が多くつたわけでございますが、こういう労働条件いわゆる環境の問題については、専売公社としてはどういうような姿勢で取り組んでおられるのか、まず承りたいと思います。

○北島説明員 盛岡の現場を視察いたしましたて、たいへん粉じんが多かつたということでありましたが、私ども、働く人々が気持ちよく働くようになることが能率を上げる大きな原因でござりますので、この点につきましては十分注意いたして

○渡邊(健)政府委員 たばこの製造工場も基準法の八条一号の製造業の一項といたしまして、製造業は建設業や貨物運送業などと並びまして非常に災害が多い業種でございますので、重点的な業種の一つといたしまして従来監督指導に当たつておるところでござります。たばこの製造につきましてはいろいろな健康上の問題がございますが、特に製造工程のうちでたばこの葉のはぐしだとか乾燥だとか、こういうような工程については非常に粉じんが多発するとかいうこともございますので、設備の密閉化とか局所排気装置の設置等、粉じんの発生抑制装置をも指導しているところでございまして、不十分なものがあるといいたしますれば、今後さらに改善されるように強力に指導していく

比べますと、原料工場のほうは多少粉じんが出やすいという点もござります。この点につきましては、まず粉じんをできるだけ発生させないようなり方をする。これは水分のかげんによつて粉じんになりやすい点もござりますが、そういう点と、それから出た粉じんをできるだけきれいにする、エアコンディショニングその他、粉じんの集まりやすいところにはそういう設備をいたしていられるつもりでござります。働く環境をよくいたしますせんと、結局作業の能率にも影響いたします。職員の健康に重大な関係がございますので、そういうところには十分配慮いたしているつもりではございまして、労働組合とも職場の衛生問題については話し合っているつもりでござりますが、至らない点もござりますれば私どもとして改善いたしたことやふさかではございません。

○古寺委員 この働いている方々の大半がリューマチとか高血圧症とかあるいは肺結核を過去にやつた方々とか、非常に病人が多いわけでございますが、こういう点について労働省としていままでどういろいろな指導監督を行なつてきたのか、あるいは、たばこの製造工場においてはどういう点が問題になつてているのか、承りたいと思いま

取り上げて、先ほど申し上げたよらないいろな諸規則もつくるところでございまして、今後ますますそういう調査能力を高めまして必要な措置を講じてまいるよういたしたい。かように

たならば御指摘願いたいと思います。私がおもといたしましても、中におるとかえってわからないな」とは今後反省いたしまして、直すべきはどしど直したい、こう考えております。

きこととは当然過ぎるほど当然のことである。われかのように考るわけでござります。

害の防止に関する措置に協力するわけですか、努力するわけですか。

[View Details](#)

○古寺委員 私がいま部会として申し上げておるの
は、国がやっている専売公社です。そういうところ
でありますから、そういう点については全くやつていません。

○古寺委員　工場を見学した方々の話を聞きますと、昔の刑務所の囚人と同じような作業をやらしでるような感じを受ける、こういう極端なことでおっしゃる方がいるわけです。確かに外見は

現のために創意工夫をこらす」こういうふうになってしまいますね。これでは十分に規制ができないと思う。最低基準を守つていい。それを最低基準まで環境を改善するために努力するといつて

ど大臣からお答え申し上げたところとおりでござりますが、たゞ災害防止といふ事柄の性質上、やはり事業主が講ずるだけでなく、さらにそれに対し労働者が必要な事項を守るということも必要なこと

と言つても過言ではないと思う。ましてや、中企業になりますと、これは当然できないことはもう明らかです。そこで専売公社の全国の工場について労働省は、じんあいがどういうふうに労働者に対し影響を与えているのか、あるいは、たゞこの巻き紙の中にP.C.B.が一体どのくらい含まれているのか、こういう総点検をやつて労働者を守るべきだと思いますが、この点はいかがですか。

○渡邊(健)政府委員 従来個々の事業場ごとに監督指導をいたしておつただけではございませんが、先生御指摘のような点十分検討をいたしまして今後考えてみたい、このように存する次第でございま

すばらしい建物の中で作業をやつております。一
たん中に入つてみますと——私はきょう写真を
持つてきませんが、写真もとつてしまひました。
ごらんになればすぐわかります。どなたでもびつ
くりいたします。そういう環境の中で、しかも二交代制という、自分で納得できないので
はあるけれども生活上やむを得ない、そういうこと
とを強制的に専売公社は労働者に、従業員にそろ
いう条件をしいてゐる。これが労働者の健康をす
しばみ、かつは生命の危険さえある、こういうよ
うに考えられるわけでござります。そこで、今度
この法案の中に(事業者等の責務)といふところ
がござりますが、この法案の中では「進んで快適

も、特に中小企業なんかは財政的な理由でそれができないといふ場合も出ます。そうなればだれか犠牲になるか。結局は労働者が犠牲になるわけでしょう。あくまでも生命尊重という、そういう立場で法案は考へなければいけないと思うわけです。そういう点が非常にここはあいまいでござりますので、当然これはいわゆる事業者の責務とくらものを明確にして、そして労働者の立場といふものを守つてあげなければいけない、こういうふうに思うわけですが、大臣、いかがですか。

○塙原国務大臣 御指摘のように、人命尊重をあくまでも第一といたしております。労働災害の防止は、第一主義的に企業が人命尊重の理念に立

場合がございます。さらに事業主以外の関係者が実施する災害防止に関する措置に協力していくたゞくということは、労働者の災害防止、その生命、身体を守ることに有効である場合もございますので、第四条はそういう趣旨で労働者の方の協力をということをうたつておるわけでござりますが、たゞ何が何でも、適当でない措置にまで協力せよということではないことは当然のことであると考えます。

○古寺委員 専売公社としては、どういうふうに今後取つ組んでいかれるお考えですか。
○北島説明員 もちろん働く方々の健康を守るために、十二分なことはいたさねばならぬと存じます。

な作業環境の実現のために創意工夫をこらす」と、こういふうになつてゐるわけですが、こういうよなゆるい規定であつては、これはどこままでいつても労働者の生命、健康といふものは保持

てみずから行なうべきものであるというのが、基本理念であります。したがつてその責任者と申しますか事業者と申しますか、これに対しましてはつきつくそれを守るよう、この法案でも規定いたし

いるわけです。協力しなければやめなければならぬ。生活ができないのです。しかもそういう悪い環境の中で働いていらっしゃる。そういう実際の実態に合っていないこういう規定では、犠

す。たとえば原料工場等を回ってみましたが、これは私ども中に入っているだけにかえってわからないうのかもしれません。そう粉じんのいろいろな工場等は実は私ども御指摘があるまで気がつかなかつたくらいで、中に入つて皆がつかうない、外

できない、やはりこれはきちっと事業者の義務と
いうものを明確に規定すべきである、こういうふ
うに考へるのであるが、いかがですか。

ておると私は考えております。またそうでなければ、は、労働者の人命の尊重、快適な職場というものは守られないとは私は考えております。

性になるのは労働者だけなんです。だから労働者は、どうも労働者を守る立場ではなくて、むしろ企業寄りの法案であるというふうにしか考えられない。

にいる方のほうがおわかりになる方が多いといふこともございましょう。ただ、それとともに、各工場には必ず診療所がございまして、先生方もいらっしゃることござりますし、組合のほうで

「事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、」そして、進んで快適な作業環境の実現にくづりをこらす、かように書いてあります。この灾害防止のための最低基準を守

いろいろ申し上げておきます。
次に労働者の責務の問題でござりますが、この問題については労働者のほうは、こうしなさいといふふうになつてゐるわざですね。労働者のほうは

○渡邊(健)政府委員 さうで、かは、監督官の中の医師の資格を持つてお
る監督官といふのは一体何人ですか。

ももしそういった衛生上の問題があれば、組合としても十二分に従来から公社に申し入れておるわけでございまして、私どもいたしましては手を尽くしているつもりではございますが、なお一そ

る、これは当然のこと、それは当然守らなければならぬということですございまして、その上に立つてさらばに、進んで快適な作業環境実現のくふうをせい、こういうことでござります。先生御指摘の

は一方的に、協力しなければならない、こういふに規定されているわけです。ところがいまの専売公社のように、じんあいはもうもうとしている、有害物質がたくさんある中で作業している。

持つております者を合わせますと、九名でござります。以上、常勤の者は九名でござりますが、そのほかに、大学等に勤務される方で基準行政の衛生監視係の面に御協力をお願いいたしまして、非常勤の方も九名でござります。

害を受けることがはつきりしておるといった場合に、そういう生産に従事することを拒否できませんか。私はできるのが当然だと思うけれども、そのときは一体どうなりますかといふお尋ねなんです。

○渡邊(健)政府委員 そういう場合に、労働者と害に対し、必要な防止措置を講すべきことを使用者に要求することは当然ではなかろうか、かように考えるわけであります。

○山本(政)委員 では一步譲って、それができなければ生産に従事することは拒否できますね。であります。

○渡邊(健)政府委員 その有害なものの非常に急迫しておるような場合には、作業に従事することを拒否することができると思います。

○山本(政)委員 そうすると、絶縁体としてPVCを使用することを労働者が拒否をすれば電気製品は生産できないわけになりますね。そうであります。ことにたとえば松下電器がPVCの代替品といふものを完成するまでは、つまりPVCを使うことにはできないとするならば、あるいはそれに対する予防措置といふことができないとするならば、電気製品の生産を中止せざるを得ない、この法律によれば。そうするとPVCを使うことができないということになると、企業として存続することができないことになると私は思う。

結論的に私が確認したいことは、企業は労働者と国民の安全よりも、生産と利潤を重視したということになるといふことが第一点。第二点は、政府は労働者、国民の健康、安全よりも、企業活動を優先させることを示したものにもなるわけです。

そうしますと、私が申し上げたいのは、労働安全衛生法という、皆さん方が安全といふことを強調なさるけれども、利潤といふものは、いまの段階で、すべてに優先するのではないか。そういう企業活動の原理からすれば、企業にとっては、こちらに安全といふものが出でてくる。しかし、こちらのほうに企業の生産、そしてそれに伴う利潤といふものが出てくるとするならば、どちらを選択するかといえば、あらゆく選択する余地がないと思うのです。安全を捨てて企業の利潤とするということははつきりしているのではないかと思ふのです。その点は一体どのようにお考えになつておるのか。

○渡邊(健)政府委員 企業として、そういう自分の企業で使われる物質の安全性といふものを十分調査いたしまして、安全性を守りながら企業をするべき責務があるといふことは、これは明確ではないか。安全といふものに対して労働者は非常に危険にさらされておるということではないか。つまり、そういうことになれば、企業といふものは利潤を優先するではないか、現にさせておるではないか。安全といふことを言いながら、企業といふものは常に安全を犠牲にしながら利潤追求をやつておるというのが今日の実態ではないだろうか、こう私は申し上げておるのであります。そのことをお認めになるかならぬかといふことが、私の質問の本旨なんですね。

○渡邊(健)政府委員 私どもがPVCにつきまして問題があつて、これを取り上げる必要があるといふふうに承知いたしましたのは四十三年ごろからでございまして、私どもいたしましては、早急にその点の検討をし、どの程度の有害性があり、そしてその有害性から労働者を守るためにはどういう規制措置をとつたらいいかといふことを極力急いで検討いたしまして、その結果に基づいて必要な規則を制定いたしたわけでございまして、有害であることを承知の上で生産をそのまま放置しておったといふことではない。やはり罰則をもつて規制をいたすためには、それだけ明確な、有害性とそれを除去するために必要な最低限の基準といふものがはつきりいたしませんと、罰

則をもつて強制するといふことができませんので、その検討のために若干の時間がかかりましたけれども、われわれいたしましては、有害なことを承知のまま労働者を放置しておつたということではないわけでございます。

○山本(政)委員 つまり、あなたの答弁は答弁をそらしているのですよ。四十六年以前にすでに有害だということがわかつた。有害だといふことがわかれれば直ちに製造を禁止させなければならぬだろし、使用を禁止させなければならぬだらうと思うのです。ところが、それがわかりながら、それを規制することなしに、企業優先の立場から安全性を無視して、そして企業に生産を続けさせたという実態があるではないか、こう私は申し上げておるのであります。

危険性があつたんだから直ちに中止すべきであるにもかかわらず、要するにそれに対する対策研究をしながら、なおかつ生産に従事させているという事実があるではないか。そうすると、その間は、安全といふものに対して労働者は非常に危険にさらされておるということではないか。つまり、そういうことになれば、企業といふものは利潤を優先するではないか、現にさせておるではないか。安全といふことを言いながら、企業といふものは常に安全を犠牲にしながら利潤追求をやつておるというものが今日の実態ではないだろうか、こう私は申し上げておるのであります。そのことをお認めになるかならぬかといふことが、私の質問の本旨なんですね。

○渡邊(健)政府委員 確かに今までについておつたと、いうことでござりますれば、ここに書いてありますよろくな労働者の健康障害を生ずるおそれのあるといふ状態があつたわけございまして、それにかかるわらず、その必要な処置を講じていなかつたといふことの事実は否定し得ないと思います。

○山本(政)委員 ですから常に、少なくともいままでは安全といふものを犠牲にしながら、企業の生産、そしてそれに伴う利潤といふものを優先させたといふ事実は、私は疑い得ないと思うのです。これは、あとで私が質問するのに関連があるからお伺いをしたわけです。ですから、確認をしたいことは、企業といふものは安全性を犠牲にせざるを得ない、つまり選択の余地がなかつた、こういふことを私は確認をしたいわけです。

第二点は、災害防止条例がどのようにあるかといふことは、これは労使関係による、つまり組合が、あるいは労働者の側がといったほうがもっと正確かもわかりませんが、強ければ安全性といふものは非常に強調される結果になるんです。それ

は昭和三十五年から三十六年の三池争議後、組合が分裂した。その結果、労働組合の力が低下すると同時に安全性の措置がずっと下がってきているんです。これは疑い得ないです、事実としてあるんだから。

たとえば争議前と争議後と三池炭礎の場合見ますと、保安要員は十一名から六名に減つておる。それから保安委員会以下いろいろな会議に出席して、時間の拘束なく了解点に至るまで討議することができるたんだけれども、争議後は短いときは二十分くらい、あるいは長くて二時間くらいでもう話が済んでいい。つまり問題について徹底的に究明をしていない。常任安全委員会については、人員が二十六名あったのが、いまは十二名、これは第二組合を入れても十二名。現場の安全委員については、鉱員約一万五千人のうちに、五十人に一人の割合で選出し、実際は三百八十名程度おつたわけですけれども、いまは全廃をされておる。組合関係から申しますと、大災害の場合入坑は入坑及び一斉点検を組合が行なうための入坑は自由にできただけれども、重大災害の場合入坑を申し入れても、会社は断わつておるという事実があるわけで

〔橋本（龍）委員長代理退席、増岡委員長代理着席〕

そして保安の教育予算については、争議前は二百五十万円あったのが、いまは全廃されておる。その他十項目にわたって、分裂前と分裂後とでは、保安条件というのは非常にきわめて異なつておるといふことが、ここに数字として出てきてねるわけですね。

そうすると、災害防止について労使どちらが一
体熱心であったかというと、これはやはり労働者
は自分のことですから、労働者のほうが熱心だと
いわざるを得ないと思うのです。このことは確認
していただきたいのかどうか。

○渡邊（櫻）政府委員 先ほどおあげになりました
三池の争議後のいろいろな安全衛生の状況につき
まして、ただいまよつと私、その資料を承認い

たしておりますが、もし企業が經營が苦しいからでござりますが、何とも申し上げかねるわけでございませんので、何とも申し上げかねるわけでございます。労働者よりも事業主がこういう労働者の安全衛生について軽視するという態度があつてはならない、かように私ども考えますので、そういう意味におきまして今回の法律におきましても、第三条のみならず各所におきまして、事業者の災害予防の責任というものを強調し、明確にするべくはかつておるところでございます。

○山本(政)委員 時間がないですから、私は先へ進みますけれども、ここに一つの資料があります。それは労働省にも資料の提供をお願いしていただきておりますけれども、その前にゼネラル石油で横山好夫という人が懲戒解雇になりました。それは労組支部役員の地位を利用して、該当の組合員に働きかけ、抗議行動と称して、組合指令の形で教育を受けることを拒否させ、会社の業務命令に多数の従業員を違反させた」というのが理由であります。問題はビラの背景です。

それで私は、この資料をいただいたわけですけれども、四十五年にゼネラル石油の川崎製油所で四アルキル鉛混入で火災が起きた。これは四エチル鉛原液が飛散して炎上し、そして一名が四エチル鉛の中毒になりました。報告では死傷者なしとあるけれども、これは会社の人ではありますんけれども、ガードマンが一番前に行つて消火作業に従事してその後に病気になつた。そしていま現にふらふらしております。ですから、これは多少労働省の報告と、死傷者なしといふところが違いますけれども、その後組合は安全衛生委員会でこれを取り上げて、四エチル鉛作業の自動化、危険物・毒物についての教育、後遺症が出た場合の完全補償を要求いたしました。官庁側、つまり通産

省と消防庁はそれに対しても、装置の保安再点検の強化を勧告しました。そして、これを設備使用再開の条件にしたわけです。ところがこの条件といふのは、実は組合側がほぼ一年前から再三会社に要求してきたものであります。ところが会社は、安全には切りがない、現状で十分とは思わないけれども、これ以上安全に金をかけてメリットがあるなら示してほしい、こういうふうに逆に組合側に答えておる。そして会社側がやつたことは、官庁の設備使用再開を取りつけるために、一つは固定式のあわ消火設備の設置、専門的に何とかいうのか私は知りませんけれども、それからアースの取りつけなど、十一項目ほどの技術的な改善をする。そして安全教育計画を発表しました。労働省の基準局の報告では、先ほど私が申し上げたように死傷者がなし。発生状況については、ガソリンに着色染料を混入する際、混入用ポンプが故障したために手作業で行なつていたところ、発火した。原因は、静電気の放電火花による着火である。そして、防止対策としては、静電気の除去、手作業の禁止、こういうふうにいっているわけですね。

こういう経過があつたのですけれども、いま申し上げたように、通産省、消防庁が示した勧告といふのは、年来組合が要求し、会社がそれを怠つてきたことは事実であります。ここにも書いてあります。そして、会社の発言とあわせて、企業は、実は実際に災害が起こらなければ、部分的な安全対策すらとらない、こういう傾向があると私は思うんです。

皆さんに注意をお願いしたいことは、会社は、被災をした場合だつて改善ができますよ。しかし労働者といふのは、被災をしたら、改善なんて行ないようがないわけです。手がなくなつたら義手を取りつけることはできるけれども、これは本来の機能をやるわけにはいかぬわけですから、そういう意味では改善はできないわけです。基準局の報告といふのは、死傷者があれません。そして、後

遺症者が出ておることを御存じない。これは私は実は実は間違つておる。こう思ふんです。むしろ基準局がやらなければならなかつたことは、初めから、手作業でやつてることについて、それを改善しなさい、自動に直しなさいというような、そういう事前の指導というものが私は必要だつたと思うのです。しかし、それをやつておらぬ。

そして、解雇事件の原因となつた安全教育といふのは、会社の計画によると、対象が川崎製油所製造部の九十九名、期間は三月九日から十二日の四日間、そして方式は——いいですか、ここがたいへん大切なんですよ。毎日午後五時三十分から八時三十分までの三時間の間に教育をやります。そして、どれか一回出ればいい、こういうことを通達をしたのですね。科目については、装置の運転と静電気についてということで教育をします、こういうことを出したわけです。これを御存じですか。——わからなければいいですが、要するに、そういう科目について教育をするということになつたわけですね。ところが、問題は勤務形態にある。勤務形態は、あそこの場合、A、B、上、日勤、こうなつてている。A勤務、B勤務、上勤務、日勤務となつていて。A勤務は九時から二十一時まで、B勤務は二十一時から九時まで、そして上勤務といふのは、B勤務が終われば帰つてよい日なんです。そして日勤務といふのは九時から十七時まで、この日は、教育とかあるいはスポット仕事または休暇をとつてよい日、こうなつてゐるのです。つまり、これが繰り返して、八日目に公休日と、こうなるわけです。そこで、毎日午後五時三十分から八時三十分までの三時間で教育にすると、こういつているこの時間帯が実は問題になつてくる。少しややこしいようですがこれども、ですからB勤務といふのは四日に一度くるわけですけれども、このときには教育を受けなければいけば、時間外に早出をしなければならなくなるわけですね。そうでしょう。それから日勤務のときには、仕事が終わつたあとに教育を受けなければいけません。

ならない。つまり時間外に教育を受けなければならぬことになる。そこで組合は、安全に関する長期計画を示してほしい、これが第一点。第二点は、日勤務の交代時間にやつてほしい。つまり日勤務というのは九時から十七時まで、教育、スポーツ行事または休暇をとつてよい日だから、ちゃんとこういう項目があるんだから、この中でやるべきじゃないかと、こういうことでありますたけれども、それをさせないで、実は支部長が懲戒解雇になつた。

そこで私が言いたいことは、安全問題というのは実は労働条件そのものじやないのか。つまり、私どもが繰り返し申し上げてきたのは、基準法と労働安全衛生法というものを切り離して考えると、いうことがおかしいんじやないか。特に企業の中の安全の部門だけ、何で特別な立法をつくるのか、こう言つてきました。しかし、ともあれいまそういうことが出でてきている。つまりそういう主張をしてきたのは、労働条件というものと安全問題といふものは切り離すことができないんだとか、こういう主張だったわけですね。その意味で、時間外での教育の会社指令に対する組合の懇意議をした。そしてこれを拒否したという組合の懇意議では、私は、正しいと思いますが、この点について一休どうお考えか。

○渡邊(健)政府委員 安全衛生の問題が労働条件の一環であることは、おっしゃるとおりでござります。また安全衛生とその他の労働条件が密接な関連がござりますことも、私も、そのとおりであります。かように考えるわけでござります。したがふると、いまして安全教育をやる場合に、安全教育といふのは当然使用者側が業務として行なうものでござりますが、それを時間内にやるか時間外にやるか、時間外にやるといったしましても、この場合は使用者は残業扱いとしてやるといつてはいるわけでもござりますから、業務としてやるといふことはいつているわけでございます。それを所定時間内にやるか所定時間外にやるかという問題、これは労働条件の問題でござりますから、労使が十分に話し

合って処理すべき問題だ、かように考へるわけでござります。

○山本(政)委員 時間がないですから、その繰り返しはやりませんが、つまり私が申し上げたいのは、会社のいま言つたやり方というものは設備使用再開の許可を得るために形式的な教育の提示にすぎない。三時間のうちに、しかもも時間外にいつ受けてもいいというようなことで、きわめて専門的な科目について短時間でやるといふようなことに、実は疑いを持つわけですねけれども、つまりそういうやり方というのは、いま申し上げたように、要するに設備の使用再開の許可を得るために形式的な教育ではないか。そして時間外にしたことは、帰つてもよろしいというようなことがあるんですから、時間外にしたことは、やっぱり安全よりも生産第一主義だというふうに私は考えざるを得ないのでですよ。

冒頭に私がお伺いしたことは、このことと関連があるからお伺いしたのです。ですから、ここにはもうきちんととした対立というものが浮き彫りにされるわけです。会社というものは生産を第一にする。そして労働条件の変更を伴う安全対策をやる。しかし組合は労働条件の変更について反対をするということですね。ここにはもう、要するにこれから対立点というものが明確になつてゐるわけですよ。これは私は、労使という立場からいえば、もう避けがたいものじやないだらうか。そうすると前のいきさつ、組合が再三再四安全に対して要求している、そしてあとのこと、そういうことに対して基準局といふものは、事故の前後に對するいきさつといふものを実際に把握しておるのかどうなのか、これは一体どういうふうになつてゐるんでしょう。把握しておられたのかおられないのか。私は、その労使関係といふものを把握することがなくて、つまりそういうものを把握しないで安全指導というものは可能でないと思うからお伺いしているわけです。

で一応の事情は把握いたしておりますし、事故発生後の状況につきましても、一応災害の事後処理ということで状況を把握しておるわけでござります。

○山本(政)委員 事故が起きて、そしてその事故が起きたときに事故現場に行つて、監督署はそれを見て、そして調査している。事故前にそこへ行つて手動式のものを自動式にしろといふような指導といふものをやつてないから、こういふものが起きたと私は思うのです。解雇の場合だつてそういう時間帯といふものをちゃんとあなた方が御存じであつて、そして指導をやつているかといつたら、そういうことをやつておらぬということなんですよ。つまり、労使関係といふものをつかまないで、それで安全、安全といったつて始まらないだらうか。

ですから、結論に入りますけれども、四条ですが、「労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するようにならなければならない。」とおっしゃつてあるけれども、労使といふものは社会的関係においては対立する利害といふものを持つ、これはもう本来的にそういうものを持っておると私思ふのです。安全を守る問題というのは、私はそういう意味では特に例外じやないとと思う。そうすると、安全は、労使協力といふよくなことが前提になつていいのかどうかという問題です。本来対立的なものがあるにもかかわらず、それを協力しろということであろうと思うが、言い分として無理じやないのか。ゼネラル石油の例では事業者の安全措置への労働者の協力はまさに一方的にやられておるわけであります。そして労働者に労働条件の変更というものを押しつけているわけですよ。労使が相談しないで、もう一方的に押しつけている。そういう事実がある場合に、一体この四条といふものがそのまま素直に労使の中ではめ込まれていのつか。私は基本的に対立するものがあるのに、そんなこと簡単にお考えになつていることは非常

に甘いと思うのですね。まとめて質問いたしますけれども、第二点は第三章です。総括管理者というのがあります。せんたつて、たしか前の委員会で総括安全管理責任者を工場長とするというよろんなお話をあったと思います。工場長というのは企業から生産の責任を負わされている人でしょう。企業から生産の責任を負わされているその人が安全を第一に考えて生産を第二に考へられるだらうか。生産の責任を負わされている人なら、生産の限度内でしか私は安全といふものを考へないとと思うのです。工場長といふものは、本来がそういう地位にあるんです。そちらすると、安全管理体制と言ひながら、利害の要するに対立する場であるこの工場の長たるものか、しかもいま申し上げたように、生産の責任を負わされている人たちが、安全とそれから生産のかね合いを一体どのように考へるだらう。これもまた私は基本的な問題だと思うのですよ。その点に対して、労働省は一体どういうふうにお考へになつているのか。これは第二点です。

そして、同じく第三章の総括管理者のところで、労使の関係の、現実にいま私が申し上げたようには、両者の権利義務関係を明示をすることが私は必要だと思うけれども、これにはないわけですよ。つまり安全衛生委員会といふものは工場長の意見を聞かなければならぬのか、あるいは工場長は安全衛生委員会の意見を聞かなければならぬのか、これほどつかはつきりしなければ、私はこの辺については明確でないと思うのです。そうしなければ、要するに工場長という生産の責任者といふものは、安全を無視して生産第一として、安全管理委員会の意見を聞かないで、ある場合には意見を押えてやる場合があり得るだらうと思うのです。それに対する押えといふものはどこにあるだらう、樹どめといふものもありますか。

最後に申し上げたいことは、九十八条と九十九条です。私はゼネラル石油の例を引きましたけれども、それでおわかりだと思いますけれども、特

に労働者の危険業務への就労拒否という問題について、危険の防止といふものは、事業主の責務規定あるいは行政監督では保障できませんよ。はつきりと一〇〇%保障できるというなら、私はそれを立証してもらいたいと思うくらいです。ゼネラル石油の例でもわかるように、労働基準局といふものは、労災のあとで現場に行っているんです。前に行ってませんよ。これは監督官を大幅に増員する。一万でも二万でも増員すればいいと思うんです。ですから、大蔵大臣に来ていただきたいと思つたんですけれども、参議院の関係でお見えにならぬということですから、あれしたのですけれども、監督官といふものを何百人というふうなふやし方で、そんなことは私は不可能だと思うのです。そして危険性については、先ほどから申し上げたように、基本的に異なった判断を持っているわけです。

私は繰り返し申し上げますけれども、機械が回つていてる場合には、指一本取られたら

いる。ゼネラル石油のような災害が起きた場合には、これは金がかかるでしょう。しかし機械が自動的に回つている場合には、指一本取られたら一分間かそこいら機械をとめて、そろしてまた回せば、生産といふものは可能ですよね。つまり企業といふものはそういうものなんですよ。要するに取られた人間といふものは、これで改善なんてやれっこないわけですよ。やられっぱなしというものが労働者じゃないですか。つまり機械はかえることができるだろうし、設備といふものは改善することができるけれども、被災をした労働者といふものは代替できないということですよ。その観念といふものは、この法案の中を貢いた觀念ではないといふことを私は指摘したいわけです。設備は改善することはできる。機械は取りかえることができる。しかし、けがをしたり被災をした人間といふものは、労働者といふものはかえることができない。それが安全の一一番基本であるけれども、全法案を貫いてるものにはそれがないでしょ。島本さんが話したP.C.B.の例でも、私はそのことが例証できるだらうと思うのです。

それに対して一体どうお考えになつておられるのか。

私はたしか四点お伺いしたと思いますが、これに對して御意見を聞かせていただきたいし、最後に労働大臣の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 第一点の、労働者の協力の点につきましては、災害防止の責任は基本的に使用者にあることは私どもも確かにそのとおりだと

思ひますと、確かにゼネラル石油の場合も事前の監督もいたしておるわけであります。そぞういう災害が起きた現場にいるかどうかは、必ずしも常時いるということは確言できませんので、確守りますためには、場合によりますと、使用者の

義務だけではなくし、労働者が、使用者が定めたものを守り、あるいは事業主その他の関係者が実施する災害防止措置に協力するということも、労働者の生命、身体を守るために必要ではないかと

いふのが四条の趣旨でございます。しかしながら、適当でない使用者の処置にまで協力しなければならないという趣旨ではないことは、当然のこと

であると考へるのでございます。

それから第二点の総括安全衛生管理者の問題でござりますが、工場長は生産に当たるべき責任者ではありませんが、工場長は生産に当たるべき責任者を持つた人でございますので、その人たちに、自分が安全衛生について責任があるのだといふことは改善なんてやれっこないわけですよ。やられっぱなしというものが労働者じゃないですか。つまり強制しているということから、使用者にそういう形で、安全を確保させるための責任を負わせるという形で、安全の確保をはかつておるところでございま

す。

○塚原国務大臣 いろいろの例をあげられましての山本委員の御質問でござります。要するに、利潤追求と安全衛生を守ることには矛盾点があるで

はないかといふ御指摘ございましたが、今日までそれが絶無とは、私は言えないと存じます。いろいろな面で御批判をいたいたい点はあると思います。しかし、今後は労使が一体となつてその企

業を守り、また人命の尊重、明るい職場といふこと

でいかなければ日本の経済といふものは伸びて明確ではないのではないかといふ御指摘でございま

す。

【増岡委員長代理退席、委員長着席】

それから第三点の安全衛生委員会の権利義務が明確ではないのではないかといふ御指摘でございま

すが、十七条、十八条によりまして、それぞれ

はり長時間労働やあるいは低賃金等の劣悪な労働条件に起因しているといふことがいわれておりますけれども、こういった点から見て、労働基準法から今回の法案を分離いたしまして、その結果といふものが十分な災害防止にいわば役立たなくな

るのではないか、こういう実は心配をしておる向

きがあります。

そこで、各委員の質問を総括する形で、端的に

お伺いいたしますので、ひとつ明快に、しかも簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○森山委員長 次に、田邊誠君。

○田邊委員 労働安全衛生法案について、二回にわたって質問が展開されました。突っ込んだ意見がありましたが、中にはまだ十分意見を尽くされない点もござります。

そこで、各委員の質問を総括する形で、端的に

お伺いいたしますので、ひとつ明快に、しかも簡

潔にお答えを

いたしました。

○塚原国務大臣 ただいま御審議願つております

のは、私はこれはもう政府と私とでは平行線か

もわかりません。しかし少なくとも、総括安全衛

生管理者の問題については、安全衛生委員会が工

場長の権限をチェックするくらいのものがあつたつておられます。

それから権利を述べさせます。こう局長は

おつしゃつたけれども、述べさせた権利が生きる

か生きないかという問題についても、はなはだ疑問がある。

どう考えるわけでございます。

それから第四点の九十八条、九十九条の関係でござります。

監督官は、このような使用停止処分の権限を

持つておりますが、すべての場合にこれで有効か

といわれますと、確かにゼネラル石油の場合も事

前の監督もいたしておるわけであります。そぞういう災害が起きた現場にいるかどうかは、必ずしも常時いるということは確言できませんので、確守りますためには、場合によりますと、使用者の

全が確保できるとはいえないと存じます。

したが

いまして、われわれはいろいろな安全衛生規則と

か酸欠止規則とか、それぞの規則におきまし

て、急迫した危害が発生するおそれがあるときに

は、使用者に労働者を待避させる義務等も規定を

いたしておるわけでございまして、それらと相ま

ちまして使用者に安全確保の義務を罰則をもつて

強制しているということから、使用者にそういう形

で、安全を確保をはかつておるところでございま

す。

○塚原国務大臣 いろいろの例をあげられましての山本委員の御質問でござります。要するに、利潤追求と安全衛生を守ることには矛盾点があるで

はないかといふ御指摘ございましたが、今日ま

でそれが絶無とは、私は言えないと存じます。い

ろいろな面で御批判をいたいたい点はあると思

います。しかし、今後は労使が一体となつてその企

業を守り、また人命の尊重、明るい職場といふこと

でいかなければ日本の経済といふものは伸びて明確ではないのではないかといふ御指摘でございま

すが、十七条、十八条によりまして、それぞれ

はり長時間労働やあるいは低賃金等の劣悪な労働

条件に起因しているといふことがいわれておりますけれども、こういった点から見て、労働基準法

から今回の法案を分離いたしまして、その結果とい

うものが十分な災害防止にいわば役立たなくな

るのではないか、こういう実は心配をしておる向

きがあります。

したがつて、この際やはり労働条件の向上、改

善を通じて、労働災害の防止、そして健康で文化

的な職場環境づくりをするようにならなければなら

ない。そういう意味合いで、やはり従前の、いわ

ば労働者の憲法といわれる労働基準法とこの労働

安全衛生法案といふものが、一体的に運用される

ことがどうしても必要だといふことがいわれてま

いましたが、これに対する大臣のお考え方をひ

とつ明らかにしていただきたいと思います。

○塚原国務大臣 ただいま御審議願つております

のは、労働安全衛生法は、労働基準のうち安全衛生に關

する部分とその他の労働災害防止等に関する措置を内容としたとしておりまして、賃金、労働時間等について規定する労働基準法の規定と一体となって、労働条件の確保をはかることといたしております。

こうした二つの法律の関係を法律上も明らかにするために、第一に、労働安全衛生法の(目的)の中に、労働基準法と相まって労働者の安全と健康を確保するものであることを明確にいたし、第二番目には、労働基準法に「第五章 安全及び衛生」の章名を残し、同章中に「労働者の安全及び衛生」に関する事項を規定いたしております。第三番目には、「労働安全衛生法の定めるところによる。」ということを規定いたしております。労働基準審議会において「労働安全衛生法の施行及び改正に關する事項」この審議をお願いすることをいたしております。

さらに、今後とも、労働安全を含む労働基準行政を進めるあたりましては、それを担当する労働基準監督機関において、労働基準法と労働安全衛生法との一体的、総合的な運用に十分配慮し、労働条件全体の改善を通じて安全衛生問題を進めいく考えであります。

○田邊委員 ゼビそのとおりに行政の運営をお願いしたいと思います。

第二問は、いろいろなことが書いておりますけれども、問題はその実行であります。いまも山本委員の質問にありましたとおり、現在の労働基準監督官の配備等では、これは十分でありません。やはり労働災害をなくして労働者の職場を安全に保つためには、この基準監督官の増員等行政体制というものを大幅に整備強化をしなければ、その実効があがらない、こういうふうに私は考えておりますけれども、いかがですか。

○塙原国務大臣 御指摘のように、確かに監督官、それから産業安全専門官、労働衛生専門官、それから先ほどから議論になつておる指導医等、これが足りないことは私も率直に認めます。今後ますます増大するであろう行政需要に対処するた

め、確かに十分な体制とはいえないと思ひますので、今後その増員と資質の向上につとめるとともに、機動力の增强——この前の委員会で、私抜き上といふものを考え方として、監督指導を重点的に打ち的な監督というようなことも申し上げましたけれども、機動力の增强、それから装備品の効率によつてはかつていただきたい、かように考えております。

○田邊委員 この法律を運用するについては、いろいろな専門的、技術的な面が非常に必要になります。したがつて、専門の審議機関が必要であると思ひますけれども、一体これに対してどうでしょうか。

また中央労働基準審議会がいろいろなことを審議しますけれども、建設業などの、いわば専門的ないろいろな知識が必要な面に対しては、特にこれは力を入れなければならないと思ひますし、そういう点から専門の部会を設ける等の御質問がありましたが、これに対する、あらためてひとつ省としての考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○塙原国務大臣 現在安全衛生に關する重要な事項は、労働基準審議会によつて審議されております。今後とも労働基準法と労働安全衛生法との一體的な運用をはかるために、労働基準監督官の質問として「労働安全衛生法の施行に關する重要事項」その審議を加えまして、従来の体制を踏襲することといたしております。

なお、お説のとおり、最近は特に問題が専門化をしておりますので、専門家の御意見を伺わなければならぬ場合が多いへん多くなつておりますので、これに有効に対処するためには、造詣の深い専門家であるそういう方々を交えて審議することが必要になつてくると思います。このため、中央

労働基準審議会の中に置く労働災害防止のための専門の部会において専門家の御意見を聞く機会を設けるなど、そういうことが必要であらうと思ひます。

ただいまの部会の設置というか、そういう機構の設置については、私は同感であります。

○田邊委員 第四問は、さきの質問で明らかとなり監督官や安全衛生専門官等非常に少ないのであります。これでは実は十分な監督指導体制というものがはかられるとはいえないと思います。

したがつて、これを補完する意味で、現在の訓令によつて設置されたりますところの労災防止指導員の権限をさらに明確にいたしまして、この人たちの知識といふものを安全衛生行政に活用することも、また必要ではないかと思ひますが、どうですか。

また必要ではないかと思ひます。どうぞ

○塙原国務大臣 最近工場、事業場、こういったものが増加の傾向にありますことは御承知のかなりります。それに加えまして、新しい物質それがから新しい工法、日進月歩と申しますが、そういうよろざなものが至るところに見られるわけですが、これらをひとつゼビひ成していただきまして、これをひとつゼビひ成して、これ

まであることは言ふをまわません。これに対するは労働省として労働基準監督官、産業安全・労働衛生専門官の増員と資質の向上とをはかり、行政体制の整備をはかつてまいつておるところであります。

労災防止指導員につきましても、この制度の趣旨が労使に理解され、徐々に効果も発揮されつづけておりまして、今後におきましても民間企業における安全衛生活動などの指導について、できるだけこれを活用し、災害の防止の実をあげていきた

○田邊委員 第五問は、給食や清掃等の仕事を

ともすれば実はこれは忘れられたのでありますて、労働災害防止行政上いわば日の当たらないところにおるわけであります。最近はこの事業についても、いろいろな変化がございまして、実は粗大ごみその他いろいろのたいへんな作業に携わつておるし、また給食の方々は温氣の多い、あるいは非常に高温なところで作業をしている、こう

いう実態でございます。ひとつこれらの人たちに対して快適な作業環境を与えて、労働災害が防止され

ます。それで、労働災害防止行政上いわば日の当たらないところにおるわけであります。最近はこの事業についても、いろいろな変化がございまして、実は粗大ごみその他いろいろのたいへんな作業に携わつておるし、また給食の方々は温氣の多い、あるいは

非常に高温なところで作業をしている、こういう実態でございます。ひとつこれらの人たちに

対して快適な作業環境を与えて、労働災害が防止され

ます。それで、労働災害防止行政上いわば日の当たらないところにおるわけであります。最近はこの事業についても、いろいろな変化がございまして、実は粗大ごみその他いろいろのたいへんな作業に携わつておるし、また給食の方々は温氣の多い、あるいは

非常に高温なところで作業をしている、こういう実態でございます。ひとつこれらの人たちに

勞が積み重なつてなる場合もまた多々あるわけであります。作業中に労働者が脳卒中や心臓麻痺によって死亡する場合が非常に多いので、こういう場合も本法によつて労働災害に該当するものと実は考えておりますけれども、各委員からの質問にあわせて、ひとつせひこの際、大臣の考え方を明確にしてもらいたいと思います。

○塙原国務大臣 この法律で防止しようとしております労働災害は物的施設の不備あるいは作業行動によつて生ずるすべてのもの、広く労働者の就業にかかる要因に起因するものも含むものであります。

したがつて、たとえば御指摘のような事故につきましては、それがそれぞれの状況を具体的に判断する必要はあるにせよ、過激な業務に従事したことによる精神的または肉体的な過度の負担が原因であるような場合には、労働災害に当たるものだというべきであろうと思ひます。

なお、このような事案が、法案による労働災害の規定に当たるまではまるかどうか不明確であるとの御批判もまことにござつともありますので、行政運用上は誤解のないように十分な措置をとりたいと考えております。

○田邊委員 次は使用者の責任の問題でありますけれども、この労働者を使用する使用者は、やはり安全かつ健康な労働環境を確保していくと同時に、賃金、労働時間などの労働条件についても、できるだけ改善をすべき義務を有しているわけじござりますが、今までのいろいろな質問を通じましても、この法案では、この事業者の責務の規定といふものが必ずしも明確ではないじゃないいかがですか。

○塙原国務大臣 労働基準法第一条第二項に規定されておりますように、労働関係の当事者は労働

条件の向上につとめる義務があるのであります。使用者は、労働者の安全と健康を確保するることはもとより、その他の労働条件につきましては考へております。

本法案におきましても、労働時間、賃金等の労働条件もこれと密接な関連があることにかんがみまして、「この法律は、労働基準法と相まって、」と先ほど申し上げましたけれども、こういふ第一条の目的規定中に、その趣旨を明らかにしようとおこなつてあります。

○田邊委員 労働災害の防止、これは明確に事業者の責任であります。したがつて、これは本来的に労働者の義務ではありません。ところが、第四条に、この事業者のいわゆる防災措置というものが不完全であるにもかかわらず、労働者に協力義務といふものを実は強制している、こういうことがござります。したがつてわれわれは、この規定といふものが乱用されることによつて労働者が何でもかんでも、いわば使用者に対して服従協力をしなければならない、こういうことになつて、この規定が乱用されることはないかというように思ひますけれども、この本条を設けた趣旨を明確にしていただきたいと思います。

○塙原国務大臣 健康診断につきましては、労働省一般に対し行なわれる、いわゆる一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者に実施義務を課したものであり、義務遂行との関係に基づきまして行なわれるものではなづつこの際、明確にしていただきたいと思います。

○田邊委員 事業者の本来負うべき義務であることは、これは言うまでもありません。ただ、事柄の性質上、単に事業者に対して労働災害防止措置の健康確保は事業の円滑な運営とも表裏をなすべき問題であると考えます。

ただ、職場で過ごす時間は労働者の全生活時間のうちの相当部分を占めていること、また、労働者の健康確保は事業の円滑な運営とも表裏をなすべき問題であることを考慮のならば、使用者が賃金を支払うことが望ましいと考えますので、御趣旨に沿つて行政指導をいたしたいと考へております。

特定の有害な業務に従事する労働者につきまして行なわれる健康診断、いわゆる特別健康診断は、事業遂行にからんで当然実施されなければなりませんが、いままでのいろいろな質問を通じましても、この法案では、この事業者の責務の規定といふものが必ずしも明確ではないじゃないいかがですか。

この法律の第四条は、そのような趣旨を明らかにしたものでありますように、事業者の妥当を欠く措

置にまで何事によらず協力しなければならないといふものではございません。

○田邊委員 第九回。健康診断の問題について、いろいろ質問がありました。私はこの際、やはり

いろいろ質問がありました。私はこの際、やはり

なお、法第六十六条第一項から第四項までの規定により実施する健康診断の費用につきましては、法で事業者に実施義務を課している以上、当然事業者において負担すべきものであります。

○田邊委員 次に、安全衛生委員会、安全衛生教育、これはもう時間内で行なわれるのが当然だらうと私は思うのです。たとえ時間外に行なわれる場合があつても、これは当然割り増し賃金が支払われなければならぬと思ひますけれども、この点に対する見解を明確にしていただきたいと思ひます。

○塙原国務大臣 安全衛生委員会は事業者に設置義務があるものであり、その所掌事項も事業者が講すべき事業場の安全、衛生対策の推進について事業者が必要な意見を聽取し、その協力を得るために設置運営されるものであります。

また、安全衛生教育も、労働者がその業務に從事する場合の労働災害防止をはかるため、事業者の責任において実施されなければならぬものであります。したがつて、事業者が本来行なわなければならないものである以上、安全衛生委員会または安全衛生教育については、時間内に行なわれるか、または時間外に行なわれた場合には、それに参加した労働者に対し、当然割り増し賃金が支払われなければならぬものと考えております。

○田邊委員 安全衛生委員会の委員の指名について労働者側から推薦をするわけでありますけれども、この推薦が得られなかつた場合に、使用者が一方的に委員を指名するようなことがあります。これは私はならないと思うのです。やはり労働者側の推薦があるようになつたまで努力すべきものであらうと思います。したがつて、この規定によつて、推薦がないときには一方的に事業者がこの委員を指名できるような、いわばそういう規定がたし書きにありますけれども、しかし私は、労働者側の推薦がないために安全衛生委員会が構成をされなかつたことによつて、事業者がこの法でいとところの刑事上の罰則を受けるようなことは、これは私はないのじゃないかと思う。したがつて

て、そういう心配がないように、当然労働者側の委員の推薦を受けるという本来の立場をとるべきであるというふうに考えておりますが、いかがですか。

○塚原国務大臣 安全衛生委員会は、事業者が職場の安全と衛生を確保するにあたって、労働者側の意向を十分くみ取るために設置するものでありますから、いろいろの事情で労働者側の委員推薦を得られない場合は、お説のように、事業者としては誠意をもつて労働者側と話し合うべきものと考えます。

その話し合いを続いている過程におきまして、安全衛生委員会の委員の推薦が労働者側から得られないために委員の指名もできず、委員会が設置されない場合があつたとしても、事業者に刑事責任の問題が発生することはないと解釈いたしております。

○田邊委員 申告制度がありますけれども、これはただ單にその違法の状態を申告するだけではなくて、その違法の是正を労働者が要求するという権利を確保すべきである。私はこういうふうに思いますが、当然、この申告を受理した場合には、その本人の意向を十分体して是正等の適切な措置をすべきである、こういうふうに思いますけれども、その方針はおありますか。

○塚原国務大臣 労働基準法に規定されている申告につきましては、従来とも、制度の趣旨にかんがみ、優先処理の原則に立って、申告を受けた場合には直ちに監督等を実施し、労働基準法の違反事実を認めたときは、これを是正させるための措置をとってきたところであります。

本法案に規定する申告制度におきましても、事が労働者の安全と健康に関するものでありますので、特にこのことに留意し、是正させるため努力いたしたいと考えております。

○田邊委員 次に、この法案の審議の過程におきまして、健康管理手帳の交付の対象となる業務において取り扱われるところの物質についても、橋本委員、寺前委員等から種々質疑が行なわれまし

た。しかし、当局の答弁はきわめて明確を欠くうらみがなしとしませんでした。したがつて、あら

りの意味で大臣の明確な答弁を伺つておきたいと思います。

○塚原国務大臣 ただいまの点につきまして、健康管理手帳の交付の対象となる業務における取り扱い物質の範囲、これは先般の審議において、橋本先生などの御質疑において御指摘を受けたところであります。おつしやるとおりであります。そ

の際の政府委員の答弁が必ずしも明確でなかったことは、まことに遺憾であります。

健健康管理手帳制度は、離職後の労働者につ

て、その従事した業務に起因して発生する疾病であります。したがつて、その対象としては、業務起因かも発病した場合重篤な結果を引き起こすものの予防ないし早期発見のために創設するものであります。したがつて、その対象としては、業務起因性が明確なもの、たとえば当該業務從事労働者について、その疾病的発生が疫学的に一般の人と明らかに有意の差があるものを選定いたしたいと考えております。

このような考え方方に従いまして、当面手帳交付対象としては、ベンジン、ペーナフチルアミン等、労働安全衛生法により製造禁止をするものを中心に取り上げ、この制度を免足させたいと考えておりますが、今後は有害物質等について広く検討を重ね、漸次対象を拡大し、この制度の充実につとめる所存であります。

○田邊委員 災害発生の危険が急迫している場合に、労働者が作業場から退避することができるのは当然のことであります。が、事業者が災害発生の急迫した危険があると判断した場合に、早急に退避の措置をとるべきであり、さらに当該事業場の場合には、事業者はこれまで当然労働者を退避さ

せなければならないといふうに法を解釈してよろしいかどうか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○塚原国務大臣 労働災害の発生が差し迫っているときに、その作業現場から労働者が退避できることは、きわめて当然のことであります。同様に、自己の労働者に対する労働災害発生の急迫した危険がある場合に、事業者が労働者を退避させる措置をとるべきこと、これまた当然の責務であります。

また、労働基準監督官その他権威のある専門家が避難の必要がある危険を指摘した場合には、使用者が労働者の避難の措置をとるべき」とは言はれません。

○田邊委員 最後に伺いたい点は、近年多発するところの労働災害で死亡する労働者の中に

は、一家の柱である人もおります。残された家

族の精神的な打撃やその後の生活の不安といふのは、きわめてはかり知れないものがあります。そ

れにもかかわらず、これに対する労災補償といふのは、年金にいたしましても、遺族の生計を維持するにはほど遠い額であります。また一時金にいたしましても、平均賃金額の千日分しか支払われておらないのであります。最近航空機事故によ

る補償や、その他種々の事故による民事訴訟判決の命補償といふのは、相当な高額が打ち出され

ておるわけであります。人間尊重を政治理念と

する以上は、労災保険の給付においても、大幅に

その水準を引き上げるべきであると考えますけれども、いかがでありますか。

また交通戦争のますます激化しておるおりから、労働者が通勤途上において災害を受けた場合において受けたところの補償制度も早急に法制化すべきではないか。その段階まで来ておると私どもは思いますけれども、この際、労働行政の重要な柱として、この二点について、ひとつ大臣の明確な所見を承つておきたいと思ひます。

○田邊委員 以上いろいろと締めくくり的な意味における質問をいたしました。大臣のお答えの中

にかなり前進的なものもござりますが、あるいはまた一面まだ不十分な点も残されておると思

います。しかしひとつこの際、この法案の制定されました意義を十分認識される上に立つて、その運用にあたつては最大限的確な効率的な運用をし、労働災害撲滅、その防止に万全の措置を期してい

は、従来から数次の法律改正を行なつて、その水準の向上につとめてきたところであります。本年

四月一日から給付基礎日額の最低額と葬祭料の定期部分の額を引き上げたところであります。現在では障害補償、遺族補償につきましては、被災労働者及びその遺族の生活を長く補償する趣旨から、年金が中心となっておりまして、その水準もILLO第一二二号条約にも達し、国際的に見ても遜色のないものと考えております。

遺族補償をはじめとする労災保険の給付水準の改善については、多くの要望のあることは承知いたしておりますが、労災保険の給付水準は、労働基準法の災害補償と密接な関連があり、労働基準法についても、現在労働基準法研究会で御検討願っておりますので、その検討の結果を待ちまして、両者の関連を考えながら労災の給付改善について検討することといたしたいと思います。

さらに第二番目の御質問であります。が、通勤途上災害の取り扱いにつきましては、一昨年の二月、通勤途上災害調査会、これを設けまして御検討を願つておるところであり、同調査会では通勤途上災害について何らかの形での現在以上の保護が必要であるということにつきましては、基本的には意見が一致いたしております。

なお費用の負担、給付の水準などについて労使の意見が分かれていますので、現在その間の調整が精力的に進められているところであります。

通勤途上災害の取り扱いにつきましては、各方面からの要望もあり、調査会の見解が示されば、その趣旨に沿つて法改正等所要の措置を講ずることといたしたいと思います。

○田邊委員 以上いろいろと締めくくり的な意味における質問をいたしました。大臣のお答えの中には、かなり前進的なものもござりますが、あるいはまた一面まだ不十分な点も残されておると思ひます。しかしひとつこの際、この法案の制定されました意義を十分認識される上に立つて、その運用にあたつては最大限的確な効率的な運用をし、労働災害撲滅、その防止に万全の措置を期してい

午後二時五十七分開議

○森山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田邊委員 労働関係の基本施策に關する件について調査を進めます。

質疑の申し出があります。順次これを許します。

○田邊委員 後ほど後藤委員からも内容にわたつての質問があると思いますが、官房長官がお見えであります……。去る十二日の社労委員会で、春闘に向けての政府の所信をただしました。いよいよ春闘の最大の山場といわれる二十七、二十八日の兩日が迫ってまいりました。私はこの前、かなり慎重で、しかも政府の立場も考慮しながら発言をいたしました。この事のよしあしあるいはまた官房長官自身もスケジュール闘争に合わせて政府の態度をきめることについては、幾らかの意見があつたことを私は承知いたしております。これは私どももまたいろいろと考え合はせられるところであります。しかし現実問題としてここまで差し迫つてしまひました私鉄の第一次回答六千七百円は、昨年の第一次回答と全く同額であります。また公労協に対する有額回答も、国鉄を除いて昨年と同額であります。私はこの中身を見ましても、平均六千八百七円といふのは昨年のいわゆる公労委の仲裁による九千三百二円に比べてはるかに低いのであります。しかも昨年と同額といふけれども、実際には定期昇給の二千五百四十四円といふのは昨年よりも百五一円多いわけでありますから、ベースアップ分の四千六百五十三円といふのは昨年より下回つておる数字であります。物価高あるいは諸般のいろいろな賃金の状態から見て、民間に見合う賃金等を考えたとき、これはあまりにも低きに失しておる額であります。こういうふうに考えられるわけでして、この九・六一%という第一次回答のアップ率といふのは、私は公労協の諸君を納得させるところまでいかないと思うのであります。しかし、いずれにいたしましても二十七、二十八日の実は戦後最大と

いわれるこの春闘の山場に對して、政府はさらに積極的な姿勢をもつてこれに対処しなければならぬことは当然の成り行きであると私は思うのであります。

○田邊委員 労働大臣はタイミングが必要だとも言はれました。われわれもそう思つておりますけれども、いまや、実は中労委にかかっている私鉄

のあつせんにいたしました。あるいはまた公労協関係の問題にいたしましても、まさに実はタイミングの最後のところに来ておるのじやないかと

いようように私は思つておるわけであります。われわれもわれわれの中でもって努力をすべきこと

はいたしますけれども、政府はさらに、この事実を踏まえまして、具体的な有効な手段をもってこ

れに対処することが絶対に必要である、こういうようになっておりますので、ひとつ官房長官、と

ころの具体的な対策がおりであります。私はこのよう

お示しをいただきたい、こういうように思いま

す。また官房長官自身もスケジュール闘争に合わせて政府の態度をきめることについては、幾らかの意見があつたことを私は承知いたしております。これは私どももまたいろいろと考え合はせられるところであります。しかし現実問題としてここまで差し迫つてしまひました私鉄の第一次回答六千七百円は、昨年の第一次回答と全く同額であります。また公労協に対する有額回答も、国鉄を除いて昨年と同額であります。私はこの中身を見ましても、平均六千八百七円といふのは昨年のいわゆる公労委の仲裁による九千三百二円に比べてはるかに低いのであります。しかも昨年と同額といふけれども、実際には定期昇給の二千五百四十四円といふのは昨年よりも百五一円多いわけでありますから、ベースアップ分の四千六百五十三円といふのは昨年より下回つておる数字であります。物価高あるいは諸般のいろいろな賃金の状態から見て、民間に見合う賃金等を考えたとき、これはあまりにも低きに失しておる額であります。こういうふうに考えられるわけでして、この九・六一%といふ第一次回答のアップ率といふのは、私は公労協の諸君を納得させるところまでいかないと思うのであります。しかし、いずれにいたしましても二十七、二十八日の実は戦後最大と

そのあと経済情勢のきびしさの中で、これはもとより、田邊委員御指摘の低過ぎるということに対

する御認識もそれなりにわからぬわけではございませんが、これを有額回答したその状態をまた考

えてみれば、このきびしさの中に定昇含み昨年並

みといらものを出したという当事者のその努力もそれなりに評価をすべきものである。私はこのよ

うに思います。

それで、今後の経過を見て、政府としてはタイミングを失せざるよりこれに対処しなければならないというお答えは、たびたび労働大臣もお答え

申上げておるとおりであります。が、その中で具

体的にどうこうするというようなこととも、これこそ中労委、公労委の推移をいまは静かに見守つておる時期でありますだけに、具体策についてかくかくしかじかのものを考えておりますといふ状態には残念ながらございません。このようにお答えをせざるを得ない、こういうことであります。

○島本委員 國連してちよつと、定昇込み昨年並みといふことでありますけれども、たとえばきのう出された公労協の中のたとえば有額回答、自主交渉を進めておる全電通の場合はそろではなくて、去年の回答からわざわざ百五十八円を引いて、そしていろいろなトラブルを起こし、またストに突入させたりしている。これは不手ぎわじやないかと思う。まして二十七、二十八日に対しても異常なる関心がまた寄せられ、決意を固めていはるということは、私は行政上これがまともな措置であるとはどうしても考えられない。何のために

は異常なる関心がまた寄せられ、決意を固めていはるということは、私は行政上これがまともな措置であるとはどうしても考えられない。何のために

はどうですか。この二十七、二十八日のストをやらせないためのはつきりとした確信がおありであります。

○竹下国務大臣 これは私も先般申し上げましたが、政府としていわゆる違法行為であるのに照準を合わせてもろもろのスケジュールを立てています。

○竹下国務大臣 これは私も先般申し上げました

が、政府としていわゆる違法行為であるのに照準を合わせてもろもろのスケジュールを立てています。

私が言ふまでもなく、労働大臣も官房長官も腹が
ますとして十分持つていただきおる。こういうま
ふうにわれわれは理解しておるわけございま
す。ですからぜひとと、今次春闘につきまして
も、第一次回答は金額の問題で言えば非常によ
かく意見はござりますけれども、さらに二十七
日、二十八日に向かって解決する方向へ御努力を
いただきたい。

それからその次の問題としまして、これは労政局長、また始まつたかといふよな顔をしていらっしゃいますけれども、いまの官房長官もこれは十分御存じの問題なんです。政労協関係の各労働組合の問題です。これも一十七二十八日には三十幾つかの組合がストライキに入るわけなんです。ところがいまの見通しでいきますと、ストライキに入りまして、今次の春闘では解決しない。八月の人事院勧告が出ないことには解決しない。こういうような方向が、この前の社会労働委員会でも質問いたしまして、大体その方向が言わず語らずに物語られておるわけでございますが、これは官房長官、いかがでしょうか。労働組合法の適用であり、労調法の適用であり、労働基準法の適用であります政労協関係の組合が、自主的に団体交渉をやりましたても金額が出てこない。金額が出てこないという

のは、大蔵省の内示の問題である慣例がある。こういうようなことで、春闘が始まりましても年末にならぬことは春闘問題が解決しない。これが一年や二年ではなしに、三年も四年も同じことを繰り返しておるわけなんです。しかも、労調法の第一条なり第二条を読んでみまして、労使の間で紛争が起きた場合には積極的に解決をする方向へ努力をしなければいかぬというのは、これは法律でもはつきりと書かれておるわけですね。さらに公務員と公労協とは違いまして、いま申しましたような労組法の適用の組合でございますから、こどしあたりはひとつ思い切って労使の間で自主的な団体交渉によって金額を出させる、春闘の民間相場が出れば、大体それらを参考にしてこの春闘を締めくくっていく。そういうような方向へ各政労協関係の理事者が腹をきめるようなことで、官房長官なり、労働大臣なり、大蔵省あたりが行政指導すべきじゃないかと私は考えるわけです。現在、政労協関係が中央労働委員会にあつせん申請をしておりますけれども、理事者側が全部拒否しておるわけなんですね。人事院勧告が出るまでは、話をしたところで全然話になりません。それは大蔵省が言つておると思うのですよ。それなら、一体何のための労働組合法適用の組合であるかと言いたくなるわけなんです。公務員であれば人事院勧告が出来ることには解決しないということは私らもわかるわけですがれども、労働三法適用の組合であつて、しかも三年も四年も同じことを繰り返して、春の闘争から年末まで闘争をやらぬことには春闘が解決しない。こんな云のない話は、私はないと思うのです。ですから、きょうは幸い官房長官もここへ御出席いただいたのですから、よし、ことしほがんばる、これは労働大臣と十分相談をして、ことしほ春闘で解決する、それぐらいの決意を見せていただきたいと思いまして私は質問をいたしておるわけですが、いかがでしょうか。

府関係特殊法人の給与改定の取扱いの経緯について」ということの書類を労働省からもらつたわけあります。これが見ながら考えておりましたことは、昭和三十九年に、私は当時内閣官房副長官でありました。四十年、四十一年、その間に、いま後藤委員の御質問のもう一つ以前の段階と申しまして、所管省また大蔵省等の許認可等の問題から、当時は人事交渉よりももう一つ以前と申します。そういうか、人事院勧告が出されて最も早い機会に内示額が出来るべきだという、そういう段階の一つの経過があつたような記憶をいたしております。そういたしまして、努力をして、十二月末にいわゆる一般職の給与法の改正案が国会を通った日にこれを内示するというようなことから逐次改善されて、昨年は人事院勧告の開議決定からほば一月あとに内示がなされた、こういうよしな長い、このところ八年間ばかりの歴史の積み重ねねがそのようなことに相なつたと思います。さらについに、いま後藤委員の御指摘からいえば、これは当然労使の自主交渉によってそれ以前に解決さるべき問題である、それなりの主張といふものは私も根拠がないとは申しません。しかし、現実、この政治協議会くらい内閣官房において苦労する関係はほんとうにございません。どうしても今日、給与改定等を含めてその業務運営について政府の許認可が要りますし、また内小等が徐々に耳目に出来されるようになつたものの、その内示されたりのをめぐつてまた労使双方の意見調整がなされるのに非常に時間のかかる組合もあるといふようなことをかれこれ勘案いたしてみますと、私は今日、後藤委員せつかくの御指摘であります。が、私のほうで大蔵当局なり所管省ののりを越えて、自主的に交渉してしかるべきである。こういう行政指導をする状態に現在ない、私はこのように残念ながらお答えをしなければならない。まことに御意に沿わないお答えであろうと思いますが、

率直にいって、いま後藤委員のせつからくの御指摘
であります。それで踏まえて直ちに政府の立場
として所管省なり財政当局に対ししてそのような指
導をすることは今日いかがか、こういふふうに考
えています。

○後藤委員 今までの経過を踏まえながら話が
あつたわけですが、労働大臣には何べんも言つて
おりますから、官房長官を中心には私は言ふわけです
が、國として労働組合法があり、労調法があり、
労働基準法があり、公務員関係には公務員法があ
る。公労協関係にはそれぞれ企業の法律がある。
それに基づいて労使の問題といふのは解決されて
おると、私は考えておるわけなんです。いわゆる
労働三法適用の組合はこの法律に基づいて労使の
問題については解決しなさいよといふのが、法律
の趣旨だと私は考えておるわけです。ところが、
いま申し上げました政労協関係につきましては、
予算の関係その他いろいろあって、いわゆる内
示がないことには、いかに労組法の適用の組合で
ありますても、団体交渉をやつても、全然ゼロ回
答。中央労働委員会に提訴しましても、理事者側
のほうでは拒否をする。この拒否をするというの
は、政府のほうの姿勢によつて拒否をしておるわ
けなんです。大蔵省のほうがものを言つてくれ
ぬ。あるいは、政府のほうがそういうような姿勢
になつておらぬ。ですから、われら各企業の理事
者がものを言つたところで全然前進をしないから
中央労働委員会のあつせんはお断わりしますと、
全部大体そぞういう姿勢なんです。このことが、官
房長官、一体まともなやり方でしようか。これを
私はあなたに聞きたいわけなんです。政府の都合
によつて法律を都合よく動かしていく。いかなる
ことがあらうとも、労組法の適用の組合なら、労
使の間でやはり自主的に団体交渉をやつて、今次
春闘は春闘の時期において解決をしていく、公務
員なら人事院勧告の時期を待つ、公労協なら公勞
委なり仲裁委員会に持つていく、そういう道筋が
できてると思うんです。一体なぜ――政労協の
組合だけが、公務員でもないのに、公務員の人事

院の勧告が出なければ解決しない。その間何回となしにストライキが行なわれる。先ほど言いましたように、二十七、二十八日は三十幾つかの組合がストライキをやる。これは当然の権利としてやるわけなんです。これを、人事院勧告が出るまでは、内示が出るまではというところで、七月、八月、年内一ぱり引つぱっていく。こんな間違ったやり方を直すべきだと思うんです。直さないかねと思うんです。これも、一年や二年じやなしに、三年も四年も同じ芸のないことを、同じことを繰り返しておるわけなんです。労働組合のほうも、あるいは各企業の理事者の方としても、要らぬエネルギーをやはり消費するわけなんです。これはなぜかというと、政府のほうの行政指導が悪いからそうなると私は思うんです。大蔵省なり政府のほうが、この春闘で解決すべきである、こういいう方向で行政指導をしてもらえば、そういう方向で理事者は進むと思うのです。その腹がまえが政府にないものですから、各理事者としてもものが言えぬわけなんです。板ばさみのような形になつておるのが、私はこの政労協関係の各理事者じやないかと思うんです。ですから、いま官房長官はうまく言われましたけれども、私は、今次春闘ではこれは絶対に解決してもらわなければ困るわけなんです。困るところが、解決してあたりまえだと私は思うんです。解決せぬのがおかしいと思うんですね。法律を無視したやり方だと私は考えるのです。

そんなら、官房長官にお尋ねしますけれども、今次春闘で政労協関係の組合のこの賃金問題を解決すると、何か法律に差しさわるところがあるんですか。解決しないほうが私は法律に差しさわると思うんです。憲法に引っかかるとか何かに引っかかるといふなら、これはまだひとつ考え方もあるんですから、理事者はどうしても自主的な解決をしなさいますけれども、労働組合法の適用、労調法の適用、労働基準法の適用等、政労協関係の各企業が、大蔵省なり政府のものの言い方が悪いもんですから、理事者はどうしても自主的な解決をしないわけなんです。何べん団体交渉をやりましても

り、今次春闇も大体相場が出てきたところで理事者に責任を持たして、やればやれると思うんです。そういう腹にあなた方がおなりにならぬところに、毎年毎年同じことを繰り返しておるわけなんです。ですから私は去年もおとどしも、あるいはその前の年も、この同じ問題をやつたわけなんです、こここの委員会で。来年は何とか善処いたしましよう、来年は何とか善処いたしましようといながら全然善処をしない。前進しないというふとなんです。だからきょうはぜひひとつ官房長官にも来てもらつて、あなたたなら一々こまかいことを言わなくとも前のいろいろな問題はよく十分御承知だと思いますから、この辺のところで、法律に従つて自主的な団体交渉で春闇を解決すると、そういう方向へ労働大臣と一緒にになってひとつ行政指導していくと。これくらいきつぱりしたものの言い方をしてもらわぬことには、法律上考えますでも筋の通らぬ話だと私は思うんです。いかがですか。

るだけ認ることによって、当事者間の相互努力の中に私は労使関係というものを確立していく。後藤委員のおっしゃいます意味は、私もそれなりに理解できますだけに、この問題を今日行なわれておるいわゆるこの春闘の解決の段階の中に消化していくということは、行政指導の面で努力をいたしますと大みえを切るだけの、私はこの問題については自信もございません。したがつて、非常に味もそけもない答弁になりますが、やはり私は、今日の段階で各般の問題を検討する際、とにかく内示の時期を早めることと、そして内容についての弾力性をできるだけ多くのものを持たせること、その間に労使間——私は十年前より労使間のそれぞれの立場というものあるぞれの事業体の中で、非常にこの労使間の問題が他の組合に比較してまだなじまない状態だなどということを感じたこともありましたが、いま徐々に成長した中で、私は、まだまだ言えることは、やはり内示の時期を早めることとか、内容に弾力性を持たせるということに積極的にわれわれも協力していく。それ以上の点につきましては、これはもう後藤委員の毎年の御質問、私も、呼び出しが受けましたので実は調査もしてまいりましたが、これに対してもっと色々やついた答弁ができるのを後藤委員も期待しておられると思いますが、今日の時点では、私は、やはりこの問題はこれ以上のことを後藤委員の御質問に対してもう一度お答えするわけにはまいらない、このように御了解をいただきたいと思います。

適用の組合であるから何も公務員とは関係がないんだということは立ち上がっておるわけなんですね。そりだといたしますと、いま官房長官からいろいろ話がありましたけれども、どうしてこの春闘で解決できないんだ。予算の関係だって、四十七年度の予算というのはもう大体きまっておると思うのです。内示についても、人事院の勧告が出なければ相場がきまらぬというものではないと思うのです。人事院勧告というのは春闘の相場を見て出ると思うのです。それだったら、何も半年間もするする引つぱる必要はないんじゃないですか。それだけ政労協関係の労働組合をいじめる必要が一体どこにあるんですか。これは法律違反をやつておるなら別問題ですよ。あなたも何回も言われるように、労働三法適用の組合だったら、それなりに国としても扱つていくのが至当だと思うのです。これは裏面における仕組みはいろいろありますようけれども、その仕組みというものはあなた方がおやりになるんだと思うのです。政労協関係の各企業の理事者を全部集めて、こうこう、こういふうだ、今までのように毎年毎年同じコースをたどつておつてはいかぬ、これは国としても國益に沿わぬ、こういうことで行政指導をなさるならば、その方向で解決すると私は思うのです。あなたの方のほうで大蔵省を通じ、労働省を通じて理事者を押えておられるものですから、全然前進しない。ものが言えない。そうしますと、労使の自組合の中で、おれのところだけ一体なぜこういうふうな方のほうで大蔵省を通じ、労働省を通じて理事者を押えておられるものですから、全然前進しない。年未まで待たなければいかぬ。たくさんある組合の中で、おれのところだけ一体なぜこういう別の扱いを受けるんだ。予算の関係はあろうけれども、労組法の組合じやないのか。それなら官房長官、労組法の組合自体を、あなた方は文句があることに賃金がきまらぬような形態を、政労協関係の企業については変えたらどうですか。そういうのが国の任務じゃないですか。人事院勧告が出

きまらなかつたら賃金がきまらぬのだつたら、そ
ういうよな形態にしたらどうですか。それもあ
いまいにしておいて、毎年毎年同じようにストラ
イキを連續させておいて、そしてきめるがごとく
きめざるがごとく、そんなこととするする引っぱ
られる労働組合は一体どういうことになるんです
か、要らぬたくさんな金を使つて。それが一体國
益に反するとあなたはお思いになりませんか。そ
の点からお考えになるなら、扇のかなめにおられ
る官房長官あたりが中心になつて、ことしあたり
は、よしわかつた、それならそれでそういう方法
で解決しようじやないか。これくらいのことを闇
議であらうとどこであらうと相談をしていただく
のが、あなたの義務だと思うのです。相変わらず
去年と一緒に、おととしと一緒に、こんなことは一
私は何も政労協関係の労働組合のみを言つておる
のではなくに、そういう企業における争議が長い
こと続くということは、これも何べんも言います
けれども、國益に反すると私は思うのです。労働
組合法に基づいてきつちり団体交渉をやつて春闘
を解決すればいいじやないですか。それをあで
もない、こうでもない、内示がどうとかこうとか
言われますけれども、そんなことは私に言わせれ
ば詭弁だと思うんだ。筋の通つた解決をしてもら
いたいと思うのです。それも一年や二年ならいざ
知らず、三年たとうが四年たとうが五年たとう
が、同じコースを通つておるんでしょ。東海道
線でも新しい新幹線ができるなら、新しいコ
スをあなた選んだらどうです。私はそれを官房長
官に言つたかたわけなんです。あなたは政労協
関係のこととも十分御存じだから、私は特に言つた
かったわけなんです。それなのに、いまの答弁を
聞くと相変わらずの答弁でしょ。私はそんなこ
とではいかぬと思ふんです。もう一ぺん重ねてお
尋ねします。

○竹下国務大臣　たびたび申し上げますように、
後藤委員のいわゆる労働三法を踏まえた立場から
の御意見は、私はそれなりに理解できます。私も
これについては何度も私なりにいろいろ検討し、

今日まで対処してまいりましたが、どうしてもそ
のよつて立つ特殊性、公共性、そしてまた所管
省、財政当局等の許可、認可あるいは協議事項と
いうよなものが法律によつてきちときまつて
あるといふ段階において、この最も妥当な対象を
どこに求めるかといふと、まあ人事院勧告によら
ざるを得ない。さようしからば、だだいまの御意
見のように法律を改正して、これそのものをそ
ういう仕組みに改正したらという御意見もあります
が、それはまたいろいろ異論の多いところであり
まして、このまさに政府そのものといふ公共性の
側面を持ちながら、一方、完全な労働三法適用の
団体であるといふところに、今日まで何回も何回
も議論しても、せつかくの後藤委員の御熱心があ
れに對しても、ただ、いわば内示の時期が年々早
まつてきたといふだけの効果しかあらわれない。
事はどうよにこれはむずかしい問題である。と
はいふ私は、これをもつて私なりの検討を終わ
うと思つてはおりません。竹下内閣官房長官は瞬
間でありますとも、政府は国家民族悠久の歴史の
中に統くわけでありますから、これは一生懸命に
検討し続けていかなければならぬ問題である
といふ認識を持つておるということをお答えし
て、これは、御不満であるといふことは私には
十分わかりますが、それ以上、今次春闘に際して
私が政労協に対して新しい方途を見ついたといふ
答弁ができないことはまことに残念に思います
が、御了解いただかなければならぬ、こういうう
ことであります。

○後藤委員　まあ時間ですから時間は守りますけ
ども、官房長官、まああなたの立場としてそう
いふものの言い方よりいまのところないと思うん
です。ないけれども、ただ、その職場で働いてお
る労働者の気持ちというのも考えていただきたい
と思うんです。それは政府の裏面におけるいろいろ
な仕組みによつて、いま言われたよな方向は
かとれないといったしましても、職場は職場で、こ
れは何だ、一般的の労働組合法適用の組合じゃない
のか。そこで働くおる労働者的人はみんなそう
いふ、こういふことは私ども考えております。つい

いう気持ちでやつておるわけなんです。それをあ
でもない、こうでもないといふので長い間、一
年間も引っぱられてしまふ。それに非常に不満を
持つておる。これだけは官房長官としても十分考
えてもらわなければいかぬと思うし——まああな
たの話としては、ことしの春闘もやはり人事院勧
告までと、こういふよなことらしいけれども、
それはやはり労働大臣もおられるし、労政局長も
おられますしね。そこはやはり、三人寄れば文殊
の知恵というのが出てくると思うんです。あなた
はそう思われましてもね、そこはひとつ十分相談
をしていただきながら、一刻も早くこの問題につ
いては解決する方向へ、あなたもあまり木で鼻を
くくつたよな水くさい、冷たいことを言わず
に、引き続いて御尽力をいたたく。そういうこと
でひとつお願ひしたいと思うわけなんですが、そ
れはいいですね。

○竹下国務大臣　それはまあ私なりの今までの
苦惱を申し上げましたが、幸いにいま御指摘のご
とく有能なる塚原労働大臣、労働省の諸君もおり
ますので、私も重ねて重ねてこれを検討していく
にはやぶさかでないということはお答えできると
思います。

○後藤委員　大蔵省の次長さん、おいでになつて
いると思うのですが、この前の社会労働委員会に
おきましたも、いまの問題につきましてはかなり
私も主張したわけでございますが、その後、大蔵
省なり政局なり労働大臣あたりが十分相談をし
て何とかひとつ前向きの方向でとこうことで御返
答をあのときにいたいたわけですね。その後、大蔵
省としては、この政労協関係の企業に対する
春闘の対策、いかが方針といふのはどういうこと
であります。官房長官はいま立たれましたけれど
も、なほ御相談の機会もあると想いますが、この
ことは、大蔵省もおつしゃつておりました
が、私たちにおいてなし得ることは、今日の段階で
はそれが精一ぱいではなかろうかと思っておりま
す。しかしいま何つておりますと、毎年この問題
についてたいへん御熱心な論議がかわされたよう
であります。官房長官はいま立たれましたけれど
も、なほ御相談の機会もあると想いますが、この
組合の特殊性から考えまして、私も御期待に沿う
ようないわゆる前向きの答弁ができないことをま
ことに残念に思つております。

○後藤委員　次長さん、あなたも、官房長官があ
あ言つていたものだから、官房長官のごとくとい
う話になつてしまふので、質問のしかたが私は非
常にまずかつたと思うのです。大蔵省としまして
も、これは毎年同じことを繰り返しておるの
ですね。芸のない話なんです。そうでしょう。そ
れだったら、人間であるとすれば、ちょっと考え
るのが普通じゃないですか。人間だとするのな

ら、三年も四年も同じことを繰り返してすつたもんだ言われて、やはり同じことを繰り返していく。これは何とか考え方直すべきだとあなたとは同じ問題を繰り返しておるのですかね。あなた方がやろうと思えども、おれはやるんだと言えどもやれると思うのです。そうじゃないですか。労働行政についてはおれの責任だ、官房長官はおれの言うとおりやるのだ、それくらいの自信を持つてもらわぬことには、日本の労働行政の最高責任者の塚原大臣としてもがんばってもらわなければならぬと思うのです。それくらいのことを見い切つてやるところに行政の前進があると思うのです。毎年毎年同じことを繰り返すというのなら、だれでもやれると思うのです。全然前進がないじゃないですか。労政局長が一番詳しいと思うんだ。先ほども百富長官が言われましたけれども、人事院勧告が出てから内示を早よ出すという程度で、ある程度彈力性を持たしているというのは、去年も聞いておりますし、おととしも聞いておりますが、私は黙つて聞いておりましたけれども。そんなことを毎年毎年繰り返さなくとも、少なくとも労働三法の適用ならこういうふうに措置すべきである。そんなものは大蔵大臣だってわかつておると思うのです。労働大臣だってわかつておると思うのです。ただ予算の関係、仕組みの関係で、政府の御都合によつてそういうふうにあつたつられておるわけなんです、政労協の各労働者の皆さんのは、だからそこを考え直してくれといふことを私は申したわけなんだ。毎年毎年同じことを何べん言つたつてちよつとも、同じことを繰り返す以外に前進がないじゃないですか。これは労働大臣、いかがですか。そんなことを、三年も四年も五年も同じことを、ストライキを一年間やらせ

て、最終的には、公務員でもないのに、人事院衛生局をまたなければ、内示をまたなければ、それで解決しなければ、ならぬ。こんなやり方が労働大臣、妥当だと思っていらっしゃいますか。それが正しいと思っておられますか。正しくないといふんなら正しいようにならぬ。あなたでござぬことはないと私は思うのです。全然一步の前進もないところに問題があるわけなんです。大蔵省だって同じなんです。だれを呼んでみても同じことを繰り返すわけなんです。労政局長だってそううだ。毎年同じことを言つて、同じことを繰り返して答弁して、善悪いたしましよう、考え方ましようでこれは終わりになつて、翌年になると全然善処もしないし、考え方直してもおらぬということなんです。それはなるほど今次の春闘では、国労とか勤労とかこういう交通関係のゼネストその他、非常に障害は大きいですよ。だけれども、政府関係の別の組合だってストライキを連續にどんどんおやりになつっていく。ところが、中身の話は前進しないわけなんですよ。ストライキのやりっぱなしなんです。打ちっぱなしなんです。それをあなた方は平然とよう見ておられるとは私は思うのです。公務員なら別ですよ。法律ではあなたは労働三法を適用しておきながら、解決は全然しない。中身と外面と全然違うわけです。これこそ政府のほうのサボタージュなんです。大臣、いかがですか。

かるうかと私は考えておりますが、今日の段階で、は、やはりその特殊性、公共性というものを先に置いておりますので、労働省といたしまして、も、今後検討の課題には十分させていただきたいと思ひます。が、今日この場で後藤委員の御納めのいく、満足のある御答弁ができることは、私は、繰り返すようですが残念に思つております。

○後藤委員 それはいまあなたが言われた公共性とか公益性というの、これは労働関係調整法できまつておるわけなんです。これは何も政労協の各企業がそれに該当するとは私は思つておらぬわけです。だからやろうと思えばやれるわけなんですよ。それならいま労働大臣が言われましたよろしくに、さつき私も言いましたけれども、人事院勧告今まで賃金がきまらぬなら形態を変えたらどうですか。公務員にすればいいのです。公務員にはしないで、いわ、半分民間のよくな形だわ、法律は労働三法を適用するわ、一番肝心な賃金については、公務員と同じように引つぱっていかぬことにはきまらぬのです。もつと筋を通したことをやつてもらいたいわけです。法律に従つて解決をしてもらいたいわけですね。それはあなたの方法論違反、法律違反で弾圧しますけれども、政府自体が、政労協関係の各企業を考えると、あなた方が違反しているといつてもこれは間違いないと思う。ストライキを一年じゅう繰り返さしているわけだ。それでもまだ賃金のちの字も言わぬわけだ。一錢の金額も出さぬわけだ。そんばかな話はないと私は思うのですよ。私一昨年から、その前の年から同じことを繰り返して、気を長く、ことしもことしもといふことで繰り返しておりますけれども、あなたの方が姿勢を見ると、これから十年やろうが二十年やうが同じことを繰り返すような気がするものですから、私は特にきょうは言わぬわけです。これほんとうに事務局長あたりは、もう昔からのいわく因縁、故事來歴は十分わかつておると思うのです。こんなものいつまでもいつまでも、ことしの春闘で

引つぱるのですか。人事院勧告まで、一番肝心の資金をきめさせないわけですか。そんなことをなぜ政府がやらなければいかぬのですか。きめられた法律で自主的に団体交渉をやつて賃金をきめさせればいいじゃないですか。予算がどうあらうともうあるうと、きまらぬものなら公務員に変えたらどうです。私はそれをはつきり言いたいわけなんです。もう決断すべき時期に私は来ておると思うのです。政府関係の皆さんにおいても、これは労政局長いかがですか。

○石黒政府委員 政府関係の特殊法人につきましては、御指摘のことく労組法、労調法の適用がござります。しかしながら、同時にそれぞれ公團・事業団の根拠法がございまして、これは先生に申し上げるまでもございませんけれども、その財政といふものは政府の出資金あるいは交付金、補助金がおさされておる。それから予算あるいは給与準則等につきましては、主務大臣の承認等にかららしめられておる。この特殊性、公共性といふものと労働三法とをいかに調和させるかというところが問題の点でございまして、私どもといたしましては、政府の交付金、補助金等を出すにつきましては、やはり人事院勧告といったような客観的基準に基づいてそういう金を出すということだが、政府の許認可等もスムーズに得られるゆえんである。まことにやむを得ないことでありますけれども、いまの方式というものがこの両者を調和せざる、目下のところはやむを得ない方式ではなかろうかと考えている次第でございます。

○後藤委員 あなたは目下の方式がやむを得ないと言われますけれども、これは国の予算の関係とか補助金とかそういう関係があつて、職場で働くおられる労働者の一番大事なことは賃金をきめることだとと思うのですが、その賃金が労組法の精神に基づいてきめられないような企業なら、そのような形態に変えたらどうですかと私は言うのです。これはことし初めて言っておるのじやないのです。その辺のところをあいまいにしておいて、政府の御都合によって、春闘ではきめられませ

そこで働いておる職場の皆さんのはきめられない。こんなことは政府の御都合主義だということを私は言うわけです。これは四年も前から私全部を公務員にしなさいよ。そうすれば、現在のところでは、人事院勧告が出るまではこれは賃金を得たなければいかぬ、こうなると思う。それをやるでもなしに、一般的な扱いをしておきながら、一番肝心の賃金だけは押えてかかる。ここに私は問題があると言うのです。それはアメリカやイギリスの労働組合法を持つてきて私言うとするわけじゃない。日本の法律、それに基づいて解決される方向へ進むのがあなたの方の義務じゃないかと思うのです。そういう方向で行政指導をするのは、これはあたりまえのことなんですよ、われわれがとやかく言わなくても。一年じゅうストライキをやることが、あなた方には好ましいことなんですか。私はやっぱり好ましいことじやないと思うのですよ。そういう紛争については一刻も早く解決するよう努めなければならないかねというのが、労調法の中にも第二条、第三条ではっきりしているわけなんですよ。そちらではなしに、ベースアップ、賃金の問題になるとおもふのも言わぬ、一方的に。それは政府が内面においてそういう指導をしておる。大蔵省もそういう指導をしておる。官房長官がああいう考え方でおる。ですから毎年毎年同じことをそれは繰り返しておるわけなんです。だから、ことしあたりの春闘で私は考え方直してもらいたい。腹をきめてもらいたい。それを私は言いたいがために強く主張をいたしておるわけなんです。これは何べんもお尋ねするけれども、労働大臣いかがです。あなたは大臣になられてまだ日が浅いかもしれないけれども、同じ問題を四年も五年も繰り返しておるわけなんですよ。何とかしましよう、善処しましようというのが毎年毎年答弁なんです。やる気があるならばやれると私

おるところにも、これは問題があると思うのですよ。先ほども言いましたように、三十幾つかの組合が二十七、二十八日同じストライキを繰り返すわけなんです。それで公労協関係なり一般の春闘が終わりました、やっぱり同じようにストライキを繰り返して、人事院の勧告が出て、年度末までかかるわけなんです。そんなことをやらしておるのであるから、あなた方はまあしようがないわということと、それを見ておられるわけなんですか。そんな労働行政の指導は私はないと思うのです。それも組合の言うのが無理だというのなら話は別ですが、それとも、無理じやございません。中央労働委員会にいつても、使用者側はあっせんを拒否するわけなんですね。そういうふうにやれといつて大蔵省なり政府が指導しておるわけなんです。内示がない以上は受けたらあかんぞということで指導しているわけなんです。そんな仕組みを変えて、春闘は春闘として、やはりベースアップの問題といふのはこれは出てくるのですから、それぐらいな権限を理事者に持たして、各企業ごとに団体交渉をやらして解決する、それが私は労働法の精神だと思うのですよ。そういう方向でとにかく解決するよう努めよというのを三年、四年私はこの委員会でも繰り返してきたわけなんです。これは重ねてもう一べん労働大臣にお尋ねしますが、あなたの返答は相変わらず変わらぬのか変わるものか、お尋ねいたします。

が、関係方面、いま労働省と相談したいというのもあります。どういうふうにつけられるかということが、やはり今後検討されるべき課題ではなかろうか。先ほど官房長官が、長い間この問題に取り組んでいるのも、ほんとうにどうかと思います。また私も労働省の立場として、そういう同じことが長年繰り返されるのもどうかと思いますが、しかし今日の段階では、やはりあなたがそのものばかり言えと言えば、前の返答をくつがえすわけにはいかない。本日ただいまのところは、いまのようないであります。その理由は何かといえば、いまのよろこびではあります。私は私なりにひとつもう少し調整点をどこに求めるかということに問題があるのではないか。私もまだ就任してありますので、この問題について詳しく突っ込んだわけではありません。私は私なりにひとつもう少し調べてみたい、このように考えております。

るのか、易見に思はれただんす。いま少傳少臣の言われましたように、労働組合法適用の関係と、さらに政府関係との関係でその調整がむずかしい、調和がむずかしい、こう言われますけれども、そんなものはこここの答弁にすぎぬので、やる気持ちがあるなら私はやれると思うのです。やる気持ちがないから相交わらずの答弁になると私は思ひのですが、失礼なものの言い方ですけれども、これは労働大臣だってこれくらいなことは——労働大臣は日が浅いかもしだれぬけれども、そんなものは十分承知の上だと思うのです。それを私は言いたいわけなんです。きのうやきょうよう言ひ始めた問題じゃないものですから、私は執念深く言うわけなんです。それならなぜ中央労働委員会のあつせんを拒否するのですか。これは裏面を考えてみると、労政局長、あつせんを拒否するよなことになると、ちやんと行政指導がなされておるから拒否するわけなんです。内示が出来ることには解決しないといふことが背面にあるのですから、あつせんを拒否するわけです。各企業の理事だつてものが言えないと、そういう行政指導が行なわれておるからものが言えないわけなんです。そこを考えていただくなら、お互い前進する方法はあると思うのです。これは何べん同じことを繰り返しておりましても、なかなかいい返答はあなた方はできまいと思ひうけれども、ぜひひとつ毎年毎年繰り返しておる問題でもありますし、労働三法の適用の組合でもあり、これは公務員ではございません。予算的に政府との関係があらうけれども、公務員じやないわけなんです。しかも賃金というのは、職場で働いておる労働者の一番中心課題なんですね。これをきめるのに公務員並みの扱いをされると、ということにつきましては、これは問題があると思うのです。ですから、官房長官もあいいうふうに言ってお帰りになりましたけれども、ぜひひとつ労働行政の最高の責任者である労働大臣といたしましても、さらに労政局長としても、同じよう二十七、二十八日はストライキをやる政労協の労使の関係を一体どう持っていくか、このこと

につきましては早急にひとつ相談をしていただきて、相変わらず長い間引っぱっていくというよりな方法ではないに、対策を考えていたくようにぜひお願ひをいたしたいと思うわけです。官房長官なりその他かなり長い時間になりましたけれども、最終的に労働大臣の考え方をお伺いいたしまして、この問題については私終わりたいと思うわけです。

なお詫びを乞ひます。 やる事があるなしと申しますが、
で、私が先ほど申しましたような点の調整という
ことで、後藤さんは後藤さんの立場、それから
政府並びに関係者はそれぞれのお立場があつたの
ではなかろうかと私は思っております。私先ほど
調べると言いましたのは、そういう面の詳細につ
いて私まだ存しておりますませんから、これは調べさ
せていただきたいと思いますが、御意に沿う得
ない答弁でまことに恐縮ではありまするが、今日
の段階ではあなたがまたから振りに終わつたとい
うか、従来のことと何だとおっしゃるかもしませ
んが、結論としては先ほど官房長官が申し上げ
たよろなことで、しかし私はこの問題はもう少し
調べさせていただきたい、このように思つております。

○後藤委員 じゃ、終わります。
○森山委員長 山本政弘君。
○山本(政)委員 これまで全通の不当労働行為について、再三にわたって本委員会で私ども質問を申し上げました。しかし依然として全通の不当労働行為は改まつておらぬというよくな実は感じを私はぬぐい去ることができません。
きょう実は三つの事例を私は申し上げてみたいと思うのですけれども、この三つのそれそれがすべて不当労働行為であるといふよくな私は感じがするわけであります。きょうはあとで大臣もお見えになるそうですから、この点についてひとつはつきりとはじめをつけていきたい、こう思うのです。

は、人事局長も御存じだと思います。この人は椎間板ヘルニアで一昨年ころからずっと、長期にわたって休んでおります。のまま休んでいけば、四十八年の一月自然退職の時期になつておる。本人も軽作業についてもいいが、しかしま通院して治療しなさい、こう言われております。それで病院の医者の診断書に軽作業はやれるということで、庶務課長にその診断書を出したら、病気が完全になおるまでは休んでいる、こう言われた。そうして集配課長は軽作業、通院加療の二項目を削除して書き直してこい、こう言つたといふんです。話を聞きますと、同じような状態で軽作業についている人もおるということを私はお伺いをいたしました。そして村田といふ労務担当の人は、同様の趣旨のこととを病院に電話したようあります。そのお医者というのは駒沢病院のお医者さんです。名前は米谷俊朗という人であります。この人もたいへん憤慨されておる。局のほうから診断書を書きかえてしまいといふ電話が入つておる。つまり宮本という人は、このままでいけば長期に休んでいるので自然退職をしなければならぬ。いま局としては人手が一人でもほしい、長期欠勤者は困るということで、軽作業についてなら、そこで時効が中断をする。したがつてそのまま休ましておいて、四十八年の一月が来たら、その人を退職させて新規採用するというのが私は局の腹だらうと思ひます。勧ぐつた考え方もありませんが、もしそれが事実だとすれば、私はまことにけしからぬ話だと思う。あなた方がこの委員会で答弁に立つごとに、不当労働行為はいたしておりません。こうおっしゃつては、事実においては組合員を自然退職に追い込むよな、要するに小手先を弄しておるということあります。ですから、郵政当局は幾ら不労働行為はいたしません。こうおっしゃつても、現実にこういうことが行なわれている。しかもこれは医者の診断書であります

から、いわば公文書にひとしいものであります。一つの証明書であります。そういうものまで書きかえていい。あるいは電話を入れて書きかえてほしいというようなことがあつたとするなら、これは私はたいへんなことだと思ひます。そのことに対する人事局長は一体どういうふうにお考えになつてゐるのか、まず第一点、このことをお伺いしたいと思うのです。

○北政府委員 診断書を書き直してこい、あるいはその病院へ電話をして医師にその旨言つたといふことにつきましては、実は私ども調査が不十分なんだろと思ひます。ただいま初めてお伺いすることござります。私どもは、いま先生がおっしゃいましたよな当時の御本人と庶務課長とのやりとりの話を私どもなりに存しておるのであります。が、庶務課長と御本人との話の中では、そりつたことがあつたようには出ておらないわけでござります。

○山本(政)委員 これは集配課長であります。診断書を出したのは庶務課長、軽作業と通院加療の二項目を削除して書き直してもらつてこいと言わされたのは、自分の直接の上司である集配課長、私は本人から聞いておるので。つまりある意味では、被害者から聞いている。あなたは、ある意味では加害者から聞いている。私はいたしませんと加害者は言つてはいるかもしれない。しかし、直接にそういうことを言われた御本人は私にそういうふうに言つているのですよ。もしこれが事実なら、あなたどうします。

今までたびたび不当労働行為はいたしておりません。そういうことをしないように指導しておりますと言ふけれども、現実にここにあるのです。これは私は確認はできておりません。しかし、村田という労働者が、ほか同様の趣旨の電話を米谷という医師に入れたこともほぼ間違いない事實であります。これは第三者が、その友人、同僚が話を聞いてる、こういう事実があるじゃありませんか。あつたときにあなたはどうしますか。事実だとすれば集配課長、庶務課長、労働、労働、こう

いう人たちに一体どういう処置をとつていただなか
ますか。

○北政府委員 廉務課長なり集配課長なり労担の
主事なりがそのよろなことを言つた。あるいは電
話をしたということは、先ほど申しましてたよう
に、私どもの調査では全部漏れております。した
がいまして、その点につきましては、先生の御指
摘がありますので、なおよく調べたい、かように
考えます。

○山本(政)委員 私はある程度の確証を持って、
そして確信をもつて言つておるわけですよ。四、
五日前であります。私のところへ電話がかかって
きたのです。そして一ぺん現場を見てほしい、こ
う言われたから行ってみたのです。春闘の集会、こ
れは時間外であります、昼休みですから。そこへ来
もつていて、集会をやっているときに、集会は
禁止しておりますといつて、中に職制が入つて
いつて集会をさせない。しかし片一方では、会議室
を貸しているんですよ。そして全郵政に対しても
集会を許可しているのです。これは千歳の郵便局
です。十二時半から一時まで、郵政の組合に対し
ては許可を与えておる。全通の組合は出したけれど
ども、許可を与えない。十二時から十二時半まで
の間です。これは会議室はあいているのです。片
一方に出しておる。同じ組合ですよ。同じ組合と
いつたらおかしいが、組合としては同じ組合の性
格を持つている。それは第一組合と第二組合の差
はあるけれども、しかし片一方に出しておつて、
片一方に出してない。そういう現実があるじゃな
いですか。つまり常にそういうことをやりながら
全通という組織を排除していく、こういう傾向
がありありとあるじやありませんか。

しかも、椎間板ヘルニアという長期療養を要す
る人が、軽作業ができるからといふ診断書が出た
から、それに対し、自分は働きたい。そうした
ら、おまえは来ぬでよろしい。なぜ軽作業につけ
させてやらないんです。その裏には、このまま
ほつておけば四十八年の一月に自然退職になるか
ら、軽作業についてもいいということを削りなさ
ります。

ず、本人もそれはおかしいとも言わず、ごく自然
のうちにそういう形にしたようだあります。
しかし、その後この問題、私どものところへ
がってまいりました。俱知安では、ことさらなど
うという問題もなかつたわけでありますけれど
も、それを私ども見てみますと、まあ勤務の差し
繰りがつく程度のものであるならば出勤扱いにし
てもいいじゃないかということで、本件につきま
しても、すでに一名に対して与えました時間休暇
を取り消しまして出勤扱いとするように指示をい
たしました。これらにつきましても、従来そうい
う指示をしておつたかという御指摘があらんかと
思いますが、特にそいつた輸血の場合の措置と
いうふうなことにつきまして具体的に指導して
おつたわけじやございません。また当該局長とい
たしましても協力、非協力というような意思も別
になくて、すらりと時間休暇を与えて二名を行かす
準備をしたわけでございます。しかし全体として
考えますれば、こういった問題、やはり出勤扱い
にしたほうがよからうというふうに私ども考えま
したので、今後この件につきましても、全国的に
そういう指示をしたい、かように考えております。
○山本(政)委員　いま患者が血液が不足だとい
ふことで、それで知人の献血手帳を借り、そしてそ
れに対し謝礼金を出すというようなことです。こ
れは一種の売血制度ではないかということでお叱
られましたことがあります。献血、というのは、ほ
くは要するに善意に依存するものと思うのです
ね。いままでの話を聞いてみると、時間内々云々と
いうことでやられている。私が申し上げるのは時
間外ですよ。時間外に——これは世田谷の郵便局
です。時間外に血液センターの採血車が来て、そ
して採血をするといったときに、管理者のほう
で、処分の対象になります、こう言うのです。あ
なた頭をかしげているけれども、そういう事実が
ある。そろ書いてある。しかも、このことについ
ては朝からそういうことが行なわれているのです
よ。車が来たのは昼休み時間。そして採血中
に、献血によつて倒れた者については処分の対象

になります。こう言っておるじやありませんか。この証人は何人もおる。北さんの話と話が違うぢやありませんか。時間内はこれから考えましょう、時間外ですよ、問題は、時間外にあつたことですか、そういうような態度をとつておるということは、どういうことですか。しかも一時の就業時間に三分おくれたのです。そうしたら三人を賃金カットした。こんなばかなことが一体どこにあります、こんなばかげたことが一体管理者としてありますか。あなた笑つておるけれども、すべてがそういう指導なんですよ、郵政当局の指導は、採血の最中に貧血で倒れた人は処分の対象になります、こんなばかげたことが一体管理者としてありますか。あなた笑つておるけれども、すべてがそういう指導なんですよ、郵政当局の指導は、時間内のことならば多少のトラブルはあつたかもしれない。問題は時間外ぢやありませんか。しかも突然に入ってきたのぢやない。郵政当局、郵便局のほうはそのことを知つておるから、朝から採血に応じてはいけません、こう言つておる。私の知人に同じようく郵便局におる人がおります。その人の弟さんがガンになつておる。郵便局の人も、組合の人たちも行つておる。私の周囲の人も八王子まで行つておるわけですよ。そうやっておる段階です。善意に依存する献血に対してもてておる態度が、一体とり得るものかどうか。ういう態度が一体とり得るものかどうか。ういうことが許されるのですか、あなた。こんな態度すべてが不当労働行為に通じていくのでしょう。どうお考えです、このことに対してもう。

月二十二日です、事柄があつたのは。ですから時間が違うでしよう。七月に事柄があつたから、九月二十二日の昼にやつたのです。勤務時間内にはやれぬから、勤務時間外に、あとになつてわざわざ選んだわけですよ。そういうふうを言つちやいがけません。しかも言つたのは現実に財金課長が言つておる。私は現場に行つて聞いたら、そう言つておる。私も言われた、私も言われたといふのがおるのでよ。七月じゃない、九月ですよ。いいですか、七月にそういうことがかりにあつたのを聞いておる。私は現場に行つて聞いたら、そう北海道にあつたのは、それから六ヵ月も七ヵ月もあつたあとでしよう。そういう事例があつたのをだつたならば、郵政当局としては、全国にそういうことに対する指示通達を出するのがほんとうであります。あなた方はブラザーリー制度に対しては即刻処置をしながら、通達を出すかもしれないけれども、こういうことに対する通達を出さなければいけないけれども、こういうことに対しても、六ヵ月も七ヵ月もほうつておくんですか。そんなばかなことどこにある。自分のための労務管理に対しては直ちに即刻処置をしながら、こういうことに対する通達を出さなければいけないけれども、こういうことは考慮しておくのかね。そういうことが許されますか。だから不当労働行為が起るのですよ。あなた方がおる何と強弁しようと、あなた方が事務的にそういうことを郵便局のほうに確認をしても、私がそういたことを言いましたとかしたとかといふ人がおるわけがないじゃないですか。そういうことは考慮されないのでしょう。もう一回答弁してください。

正しい把握をした次第であります。そういうたゞとにつきましては、まことに私遺憾であったと思つております。

○島本委員 ちょっと委員長、関連。

いまこうやつてみると、やはり一連の傾向、同じです、これは、勤務時間のうちであろうと外であろうと、傾向は同じ。やはり皆さんのほうで指示している。あなたのほうでは、ただ管理者者の言うことだけ聞いているから、そういうような作文になつて出てくる。

労働大臣、この採血問題は重要なんですか。人命にかかるような重大な問題。また国がそれを奨励してやつてあるのに對して、勤務時間中であるならば賃金カットする、公務員法違反だといふ、そして届け出しないものは一切不当労働行為だ、逆にして。労働者であるならば、それに対して賃金カットその他の処分を行なう。こんなやり方がありますか。国がそれを奨励しているんです。国が奨励しているのに郵政局では反対の指示を流している。もし指示を流していないとするならば、その局長は独断でやつておる局長は良識者じやない。それくらいはつきりしないなら、これはもう良識者じやない。組合員ばかりでなく、いろいろよろなのが行なつてゐる。政府の指向する方向と反対のことをやつておる局長は良識者じやない。それくらいはつきりしないとだめです。労働大臣、いろいろよろなのが行なつておるということは、まことに残念なんですが、労働基本権に関する重大な問題ですが、曲げて考へて公務員法違反だとして、國の行なおうとする方針と反対のことをしている。今後十分これは気をつけさせなければならぬと思います。こういうようなことがあつてはならないと思ひます。労働大臣も郵政大臣とよく相談の上、こういふよろなことを再び繰り返させないよろに十分これは配慮すべきだと思います。大臣どう思いますか。

○塙原国務大臣 沖特の委員会で私の所管の事項の採決がありましたので、そちらのほうに行つておりましたために、事件の内容についてはつまびらかにいたしませんが、いま入つてまいりまして

から短時間の間でありますするが、おおよその輪郭
はつかめたと思ひます。

もちろんわれわれの立場からいえば労働基準法、これの違反があつてはなりません。不当労働行為もこれは許されません。病気の方を仕事につかせるといふようなことも、これは許されてはなりません。監督という問題もおりでしようが、ひとつ当事者間で、労使間で十分話し合って円満な解決がはかられることを労働大臣としては望んでおります。

○八木委員 郵政当局、特に出先職制の非常に行き過ぎた組合運動に対する介入、いわゆる不当労働行為論というのが従来非常に問題になつております。それに対して郵政当局は、以後はそのようなことはいたしませんということを再三明されました。ですが、いまも問題が出来ましたけれども、最も新しい事例で、私どもしても承服できませんので質問したいと思うのですが、ついこの間の四月二十日であります。佐賀県の武雄郵便局、春闌第三波でございまして、出勤時間より二時間、一齊職場集会というものを実施したわけです。
ちょっと数字がかりますけれども、普通、事務員

実申し上げますと、その際に、四月二十日の前日
の十九日午後、勤務時間中でございますので、局
長から局長室へちょっと来いと呼び出されれば行
かざるを得ないわけです。その呼び出されるに先
立つてずうつと全従業員に一人ずつ、あなたはあす
の職場集会に出ますかといふことを全部聞いてい
るわけです。特に主事あるいは主任クラスの全通
の組合員に対しては、あなたたちは人を指導する
立場であるからして、そのようなものに出ること
は、職場集会に参加することは、好ましくないと
いう趣旨を明瞭に言つて、なおかつあなたはどう
しますか、こういうあれをずうつと全員に聞い
ているわけです。その中で、いまの主事とかある
いは主任及び一般の職員の人でスト参加につい
て、必ずしも私は出席しますということを明瞭に
言わなかつたのでしよう、あいまいな答考え方をし

たような人、結局私の聞いておるところでは合計
山名のへん高麗経三二三が二三、二二、二二、二二

いるわけです。そうして結局局長室にそのまま、まあ五時までの間に職場へちょっと戻った人は中にはあるかもしれません、大体大半そのまま局長室に監禁したまま。局長室の中に当局側も相当数入っていたそうですがれども、内側からかぎを締めて、そらして翌朝八時半まで——それは厳密にいいますと、夜中の午前三時までは局長室で睡眠をしておりません。そうして午前三時過ぎからは宿直室で休みなさいといつて休ましておりますが……。それで、しかも、局長室の中にはベケツを持ち込みまして、小用はこれにせよと、全然出していいない。そうして、小用をバケツにすることをやつております。

で、このうち、いまの主事の二名、中島主事、これは即ち裏の主事であります。(北島主事、これ

も郵便課の主事であります。この二人は、ちよつと私ども用事がござりますから、もう間違ひございません。六時ごろまた局長室へ参りますからと言つて局長室を出ましたために——実は六時には戻つてこないで、そのままもう自宅へ帰つて、そして翌朝の職場集会に参加をしております。それから残り七名のうちの二人は、古瀬といふ

貯金課の主事と、及びその奥さんであります。その奥さんもやはり武雄郵便局の庶務課につとめておるのでございまして、この夫婦をそのまま、おまえたちは帰ることならぬというわけであります。そこで奥さんは非常に抗議をしたわけであります。小学校一年生の女の子と幼稚園の男の子と二人、そして夫婦共かせぎであります。それでどうしても帰らぬといふわけにはいかぬじやありませんかといふことで非常に抗議をいたしました結果、五時二十分に奥さんは帰しております。帰り

ましてから今度は電話で局長室に監禁をされておる御主人を呼び出したのだけれども、四回とうとう電話を取り次がなかつたそうです。五回目についに取り次いだそうでござりますが、御主人はこ

うとうとうなかつゝで部屋の中のみんなおひ、

して、とうとう翌朝まで監禁をされております。それからもう一人の人にについて申し上げますと、これは雑務手、小使さんですね、松尾さんと、いう人は何度も強引にねばって、私はうちへ帰らなければ、よそで寝きらぬといふようなことをいろいろ理由をつけて、それから私は小鳥を飼うておる、これは余人ではえきは与えられない、どうでも私でなければいかぬといふことを強引に言つた結果、これは帰してもらつております。残りの翌朝まで監禁された者のうち、今まで

まだずつと調査しておりますが、その調査ではつきりしておりますのは、少なくとも二人は自宅へ帰してもらいたいということを強く言ったのにもかかわらず帰されないまま翌朝まで監禁をされております。このような事実をあなたは御承知で

○北政府委員 実は二十日のスト、これは全国で九拠点で行なわれました。武雄局はそのうちの一つの拠点でござります。九拠点につきましての全般的な情勢は存じておりますけれども、ただいま先生おっしゃいますような武雄についての詳細は、本日まだ持ち合わせておりませんので、御指摘のよろしくなことにつきましては、あつそく詳

細を当方としても調べてみたいと存じます。

○八木(昇)委員 これはともかく局長室を内から
かちゃんとかぎをかけて、そして午前三時までそ
この部屋に入れておいた。それは宿泊の設備も何
にもないのであります。そして午前三時からは宿直室で
休ませた。本人の意思に反して。こういうことは
ないというならば、私が言うとおりが事実である
ということを前提にしてのお答えでけつこうです
から、適切だと思いますか。

○北政府委員 一般論として申し上げますと、私はとも、翌日ストであることが判明しております。場合には、やはり翌日の業務確保ということを考えざるを得ません。そのためには一定の人員を

要員として確保するといふことはなきめておりま

しかし、その場合、あくまで本人の同意といいりますか、それが必要でありますて、本人の意に反して、そして先生がいまおっしゃいましたような態様で封じ込めるというようなことは、適切でないとはつきり申し上げられます。

○八木委員 これはもう不当労働行為ということよりも、むしろ私は刑事上の問題だと思うのであります。ことにいまの御夫婦の方の場合は非常識きわまるですよ。小さい小供二人が自分の家庭にいるのですよ。

それで、そのようなことに一體なせなるのであらうかということを私は考へるのです。なぜなるのであるらうか。それは結局、この武雄局にも第二組合員が六、七名おるのです。そしてどこでも大体いえることですけれども、全通から脱退をしてしまつたのです。

た。まあ結局切りくそしに非常に努力をした、職制と一体になつてそういうことをやつた者は、勤務年限が短からうが、職務能力がすぐれていようがいまいが、一選抜でもつて出世する地位につく、そういうことをやつているでしよう。そんなようなことになると、職場秩序は乱れます。なあに、あいつが仲間を裏切つてあんなことをしたために、ろくすっぽ才能もないくせに、おれたちよ

りはるか後輩なのに職制の地位について、そして当局側と一体になつて何しておるということになると、業務上でも、そんなおいそれとその人のいふことに従ひはしない。ところが、そういう悪循環は悪循環を生んで、逆にそういうような出先の職制で組合やつづけるということに非常に努力して成績をあげれば、自分の地位は上がっていくということになると、本省あたりの親方の局長の意思より以上に出先は暴走する。それが実態ではありますか。そういうことについての反省はあり

ませんか。
○北政府委員 申すまでもないことでありますけれども、人事は最も公正でなければならぬわけであります。御指摘のようなことがあってはならぬ

ないということは、十分私どもとしても心しておられますし、また浸透させておるつもりでござります。○八木委員 なあに、熊本の郵政局長なんというものは特權官僚であつて、一年半か二年くらいおればばかかわっていく。それで命令だけは下す。それで自分自身は事なかれ主義で、自分自身にあんまり火の粉がかかるようなことはしないようにならぬことを言つて逃げておる、そういうふうに下級職制は見ておる。しかしながら、今度は下級職制は自分の地位が上がるためには、組合に対しても相当強引なことをやらなければ認められない。そしたらよくなかったところからいまのような事態が起ころのではないですか。最近、郵政の職場は非常に暗いですね。明るい笑顔が見えません。それがほんとうの実態ではありませんか。どう思ひますか。

○北政府委員 私ども「秩序ある明るい職場」といふを標語にいたしまして、一步一步その実現につとめておる、こういうことがあります。

○八木委員 「秩序ある明るい職場」に対するよう

に、反するようにやつておるのです。戦前の時代

のようだ、そういうことで、もうよしらしむべしと

いうことだ、びしゃつといけるなどと思っておつ

たら大間違いですよ。まわりのいろいろな職場や

企業その他における労働者や職場の実態と飛び離れて、郵政省がそういう権力づくの、しかもそろ

いうよくな手練手管やその他を用いたやり方でい

けると思いますか。

○北政府委員 そういうことであつてはならない

と思ひますがゆえに、人事の公正でなければなら

ありますけれども、いろいろな機会に徹底をはか

る。それから人事、その他のを込み込みまして、全

体としては一方で秩序は立てなければならない。

しかし、明るい職場にする。そういう意味で、こ

れを目標として進み、また進ましておるつもりで

あります。

○八木委員 そこで、事実の点を熊本郵政局長を

通じて的確に調査をしてもらいたいのですが、え

てして、山本委員も申しましたように、あなたの方の型どおりの調査では、事実がほんとうにそのまま浮かび出でこないと思うのですけれども、少なくとも私どもの承知しておるところでは、いま奥さんが電話をした主人の古瀬という主任ですね。それからさつき申しましたが、小使いさんは結局帰されなかつたそうです。私、先ほどの発言聞違つておりましたが、少なくとも古瀬という人と松尾という人は、はつきりと歸してくれといふことを何度か言つたにかかわらず歸されなかつたわけです。佐賀のほうの全通当局は、法的な訴えをも御調査をいただきたい、こういうように考えております。

そこで、時間もありませんから、もつと具体的にやりたい点が幾らもあるんですが、もう一点だけ終ります。

もう一つは、朝の八時半から勤務が開始されるわけですが、その四十分ぐらい前の朝の七時五十分ごろ、第二組合の方六名だそうであります。

当局側の人が十名くらいで閑んで出勤をしてきた

のであります。その通用門のところに全通の組合員、それから若干名応援の他労組の組合員、そ

してその状態を見るため社会党の書記長で樋島と

いう県会議員もその場にいたそうであります。

○八木委員 関連質問でありますから、一応きよ

調べたい、こう思つております。

○八木委員 関連質問でありますから、一応きよ

うはこれでなにしますが、資料を要求したいと思

うのです。

○八木委員 熊本郵政局を通してできるだけ詳細な経過を私

は文書でもらいたい。そして今度はそうした一連

のできごとに對する郵政本省としての見解も同時

にもらいたい。私も、実は先週の土曜日にちよつ

と帰りました際に、口頭で一部聞いてきた程度で

あります。もつと詳しい実情を全通地区本部に

文書で私のほうに郵送してくれといふことを言つ

てありますから、かかる後に、また場合によつて

は機会をあらためて質問をいたしますから、その

点ひとつできるだけすみやかにお願いします。

○北政府委員 承知をいたしました。

○山本(政)委員 時間が少しあぐれてたいへん申

しわけないのでですが、残された最後の一つだけ、

事実経過から先に申し上げます。

中村靖という保険の外勤の人であります。昨年

光議長は郵政の職員じゃないか、そしてここ武雄の郵便局在籍ぢやないか、それを出でていけとは何だといふふうなことでやり合いがあつた。県会議員も若干言つたでしょけれども、それに対しても、熊本郵政局の人事管理課の男だそうであります。伊藤というの、それでも県会議員か、暴力団みたよなことをするなというようなことを言つたそらであります。聞くに耐えないが、そういうことをお聞きになつております。

○北政府委員 そりいつたことで、その県会の方から抗議があつたと、いうことは聞いております。ただし、それにつきまして、その言つたといふ人間にどうなんだとあれましたのであります。自分が、そういうことをお聞きになつております。

○北政府委員 そりいつたことで、その県会の方から抗議があつたと、いうことは聞いております。しかし、これも先ほどの九箇点についての報告の中で概略が上がつてきておりますので、なお詳細に熊本郵政局としても調べなければいけないか、こういう態度のようございますので、私どももさらに熊本郵政局を督励して詳細的確に調べたい、こう思つております。

○八木委員 関連質問でありますから、一応きようはこれでなにしますが、資料を要求したいと思ふのです。

○八木委員 熊本郵政局を通してできるだけ詳細な経過を私は文書でもらいたい。そして今度はそうした一連のできごとに對する郵政本省としての見解も同時にもらいたい。私も、実は先週の土曜日にちよつと帰りました際に、口頭で一部聞いてきた程度であります。これを三月の二十二日に貯金課長の三井保と人あてで、人間ドックの成績書と、それから今後の生活上の注意事項が書いてあるわけであります。これらは新築の移動準備のために診療限制があるかも知れないという口添えがあつたそらであります。三月の二十三日に関東通信病院の内科へこの二通の成績書を持つていった。本人は関東通信病院へ行きなさい、特に関東通信病院というふうに指定をしたそらであります。もつとも東京通信病院はそのころ新築の移動準備のために診療限制があるふうに出した。そうしたら貯金課長は通信病院に行きなさい、特に関東通信病院へこの二通の成績書を持つていった。本人は関東通信病院へ持つていて指示を仰ぎたいと言つたそらであります。担当のお医者さんが、入つてきましたら、これは君、おどかされたんだよ、こう言つたそうであります。しかし一応血液と尿の検査をしてみよう、診察は全然、聴診器も、打診といふのですが、これも全然しなくて、そして血液と尿の検査は来週結果がわかるから、来週いらっしゃい、こう言つたそらであります。指定された三月の二十七日に本人が行つたら、検査書を見なが

医院に入院当時より肝機能もよくなつておるし、コレステロールも下がつておるといつて、診断書を書けないといつて、診断書を書くことを拒否されたそらであります。それで、本人が一週間くらいいでこういう病気は正常になりますかといふ質問をしたそらでありますけれども、正常とはいえないけれども、この程度なら仕事をして差しつかえないと、こう言つたそらであります。さらに、あなたは何の仕事をしておられるのだ、こういう話で、貯金の外務です、こういうふうに答えたそらであります。そらしたら、それなら仕事をして差しつかえないと、一ヶ月ほどしたらまた検査に来なさい。はい、次の方、こういうふうにあれをして終わつたそらであります。

その二十七日に本人はすぐ貯金課長に報告いたしました。課長は、関東通信病院でそら言つたのなら仕事をやりなさい。これはある意味では、もつともかもわかるぬ。昼食後一時間の休憩は認めます、これは自宅で休憩することを認めます、こう言つたそらであります。自宅は局から五分くらいですかね……。ただ問題はそのあとです。さつきの宮本君に対する質問と同じでありますけれども、外に出たほうが疲れたとき休まれるから、こういう話だつたそらであります。私はその辺の、課長の言われた意味が全く理解ができないのですけれども、外に出たほうが疲れたときに休まれるから、平常どおりやりなさい。本人は、はい、そうしますといふことで、何か納得がいかないものですから、庶務課長に会見を求めましたところが、課長が不在だつたのですから、蒲生といふ労務担当主事に会つたわけであります。それで開業医と通信病院の診断書に見解の相違があつたときになつしますか、どうなるんだろかといふ質問をしたそらであります。当然部内の診断に従うんだ。こういうふうに言つたそらであります。

そこで私がお伺いしたいのは、もしこの当人にとつて、今後病気のときに、通信病院の診断でなければいけないのかどうかといふことがまず第一点です。そのことをひとつお聞かせいただきた

○北政府委員 遅信病院という施設がございまして、私どもそれなりにそこは内容等の充実をはかつております。そういう意味合いで、また遅信病院でありますから、郵便局の業務内容といふものも一般的の医師よりはよく知つておるわけござります。それやこれやで、できるだけ遅信病院といふふうに思いますけれども、遅信病院でなければ、それ以外の医師の診断ではだめだということは一切ございません。

○山本(政)委員 私は、病気といふのは早期発見、早期治療といふものが原則だと思うのです。同時に道義的にも、診断が相違したときには重い診断を採用するのが職員の健康管理上は当然ではないだらうか。これはある意味では使用者の義務ではないかと思うのであります。いまそこに渡しましたように、その診断書は、ちゃんととした施設の、あるいは検査器具といふものがちゃんと備わって、私自身がしるうと目で見たにせよ、非常に精密な検査ができると思ってると思うのであります。しかし、そういうものが現実に出されておって、それが信用されないと云うのは、ちょっと問題がありはしないかと思うのですが、その点はどうでしよう。

○北政府委員 加藤医院から出てきまして、当時本人が財金課長にこれを示したかどうか、そこまでは私は実は存じておりません。ただ財金課長の気持ちとしては、加藤医院で、本人が、要するにいわゆるドックに入りました、全身いろいろな機能の検査をしてもらつたその中で、肝不全といふ項目があつた。ほかも病氣といえばそれは病氣でござりますけれども、肝不全は、常識からいしましても、たとえば鼻炎でありますとかそういうものよりも、どつつかかといふとわかりにくいといいますか、問題があるといいますか、そういうふた病気。したがいまして、そういうふたドックの結果で肝臓ということになりますれば、肝臓に集中して見てもらつたほうがいい、こういう意味で遅信病院を示したということであります。ただその結果

果、最初に加藤医院の肝不全といふ診断があり、それから関東通信病院では、先生がおっしゃいましたよ。たまたま比較的軽い見立てがあつたわけだとさいます。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、その先を申しまして恐縮でございますけれども、関東通信病院の結果が出来ましたのが三月二十七日でござりますが、そのときにその報告を本人が課長にいたしましたときに、課長といたしましても、両病院の診断結果がしろうとの目にもだいぶ違つておりました。それで今度は東京通信病院に行ってよく見てもらいたいなさい、こういう助言をしまして、そして四月十一日に、今度は東京通信病院に行つて見てもらつております。その結果はまだ出ておらぬようであります。が、今週末に大体出るというふうに、当時の職員に東京通信病院の医者は言つたそりであります。そういう縁縁でございます。

○山本(政)委員 このときには本人は非常に疲労しておつたわけです。体重も減つておつたし、ですから、私なら当然軽作業にさせる。あるいは仕事の量を減らすとかいうことが当然あり得ただろうと思うのですけれども、このことについて同僚が、あまり疲れておるようで、賄金課長に交渉をしておるわけです。ちょっと見ておれぬから、外に出してもし何かがあつたら困るじゃないか。ですから、私よく仕事はわかりませんが、つまり仕事を引き受けたといふ話を聞いているの道順があるそうですけれども、それを三等分したらどうだということを同僚のほうから課長のほうに提案をして、そして同僚がみずからその人の仕事を引き受けたといふ話を聞いているのですよ。同僚にそれだけの思いやりがあるわけですね。同僚の交渉によつて賄金課長は、ようやくその三等分を了承した。そうして本人にそれを通知したといふことがあります。しかも本人が東京通信病院に行つたのは四月十二日であります。指示をしたから行つたんじゃないですよ。

けしからぬとぼくは言うのです。本人が、仕事がえらいし、本来ならば東京通信病院が主として郵便局関係の人たちを預かっているということから、成績書を二通持つていつたわけです。そしてその成績書を見て、今度は、関東通信病院のようにおどかされたんだよと言うんではなくて、東京通信病院では、これはなるほど悪いなとお医者さんが言ったというんです。これは肝機能がかなり悪いといって、丁寧に見てくれたそうです。もちろん、触診というんですか、さわって見てくれたそうです。そして中村さんという人に、肝臓がはれているから気をつけなければいかぬ、こう言つたそうです。さつそく血液と尿の検査をした。その結果が四月十九日に出てきて、肝炎の疑いがあります。これが東京通信病院の診断書です。そしてその足で本人は、なお念のために加藤医院に行つて、関東通信病院で見てもらつたけれども、そういうふうに言われた、そして東京通信病院ではかくかく言われた。そしてGOTの検査とGPTの検査をしたところが、前の検査のときの二倍あつたというんです。つまり、前の検査のときにすでに常人の状態ではないと言われたのが、今度はその二倍になつておつたというのです。GOT一二五、GPT三二になつてゐる。そして薬をもらつて帰つてきている。

そこに郵政六法があるならお聞きしたいのですが、健康管理規程五十一条には一体どうなつているのか、一べん聞かせてください。加藤医院の成績書では、少なくとも日曜日を除いて週に一回、だから結果的には二日です。週休二日とは違いますが、週に二回は休まなければいかぬといふやうにいわれてゐるんだけれども、そのことについて何ら配慮を払つてない。しかも関東通信病院の結果というのは、そういうふうな結果で、東京通信病院に行って丁寧に見たら、非常にひどい。ひどいという言い方は詰弊がありますが、なるほど悪い、こう言われたといふのですね。その間にGOT

T、G.P.T.は最初の診断よりも二倍になつて、悪くなつてゐるわけです。もし管理者が善良なる管理者としての細心の注意を本人に対し松つておられるならば、こんな結果にならなかつただろと私は思うのです。少なくとも、東京通信病院に行きなさいといふのは、管理者が言つたんではないのです。本人が不安で、そして疲労度がはなはだしいから行つたんじやありませんか。

だから、私が申し上げたいのは、常に、連絡をとつた郵便局の管理者の答弁と云ふのは、あなたがおつしやつたような答弁でしかないといふことです。管理者たる人たちに何ら過失がなくして、そして常に善意をもつて、細心の注意をもつて取り扱っているようだけれども、結果的には違うわけでしょう。私は本人に会つてゐるから、そう言つて話をしているのですよ。

私は、きよらは三つほど例をあげて質問をしてゐるけれども、あなたのつしやつていてることに一つ一つ証人があるから、私は反論をしてあなたにちゃんと申し上げているつもりなんです。この三例、どれを見ても、管理者としての注意を十分にやつたとは私は考へないので。そしてそれが実は労使の間に不当の摩擦を生んでいるのじやないだらうか。

先ほど八木委員が言いましたように、どうも全通の空氣といふのは暗い。こういふ言い方は行き過ぎるかもわからぬけれども、国鉄のマル生といふのは、やりとりを見ていると、それでもまだ、全通と全通の当局とのやりとりとか、はるかに救いがあると思うのです。全通の場合はほんとうに陰氣ですよ。陰陰という感じが、職場に行つたら、しますよ。なぜか。つまり、今まで私が申し上げたような結果の中から、それが出てきているのですよ。東京通信病院に本人がみつから行つたといふこと、あなたが言つたように管理者が行けと言つたのではないといふこと、それから、いろいろ結果といふものが出ていて、あなたのつしやるようなことではないといふこと、この二点についてお答えをしただらうと思ひます。しかし、これだけのものがきちんととした配慮といふものをやらなければ生じてゐるといふこと、この二点についてお答えをしただらうと思ひます。

をいただきたいと思います。

○北政府委員 東京通信病院へ本人が行つたのであります。(精査必要と思われます)といふ

のがデーターとして出でてきて、そして東京通信病院のほうは、「上記のため注意を要するものと思われます。(精査必要と思われます)」といふ

院のほうは、「上記のため注意を要するものと思われます。(精査必要と思われます)」といふ

どうにもならぬでしよう。そのことを一体どうお考えになるのです。

○北政府委員 当然病人に対しては、あたたかい配慮が必要だと思います。また病人でなくとも、いろいろ万般あたたかい配慮が必要であることは申しまでもないと思うのです。

ただ本件の場合には、最初の加藤医院のほうで仕事についての注意としては軽作業が適当である、

翌日は、それに本人が疲れると云ふことでもありましめたので、集金票の整理といふ、この人は外務省田医院に行つて、そういう疑いがあると言われて、しかし精密検査ができないから加藤医院に行きなさいと言われて、加藤医院に行つてちゃんと報告を実はいたしておるわけでござります。

それから、東京通信病院で見立てました結果、確かに先生のおつしやるよう、四月十九日に一応の検査結果が出来ました。そして詳しくこれから調べるからといふので、その調べる結果が、先是ど申しましたように、四月の二十七日かに出ることになつております。その間どうすればいいかと申しますけれども、通信病院の医者は、いまのことなどを御本人が医者にこの十九日に聞いておられますけれども、通信病院の医者は、いまのことなど十分注意をしていきなさい、こう言われた模様である、こういふ報告を受けけておる次第であります。

○山本(政)委員 世田谷の時金の職場といふのは、率直に申し上げますけれども、何人かの人たちは、率直に申し上げますけれども、何人かの人たちは、自分と全通の当局とのやりとりとか、はるかに救いがあると思うのです。全通の場合はほんとうに陰氣ですよ。陰陰という感じが、職場に行つたら、しますよ。なぜか。つまり、今まで私が申し上げたような結果の中から、それが出てきているのですよ。東京通信病院に本人がみつから行つたといふこと、あなたが言つたように管理者が行けと言つたのではないといふこと、それから、いろいろ結果といふものが出ていて、あなたのつしやるようなことではないといふこと、この二点についてお答えをしただらうと思ひます。

○山本(政)委員 いいですか、それでは一つだけ申し上げて私は話を終わりましょ。

四月二十一日に岡本という集配の人が朝から下痢をして朝も晝も食べておらぬです。お医者にかかりたところが、医者にレントゲンをとる必要があると言われて、レントゲンまでとられておりま

す。その人に対して、それを集配課長は知つて

いる。知つておつて、仕事にたえられれば出でこ

いとその人に言つて、その人は仕事をさせられて

おるのである。

いいですか。私の質問に對して、あなたはきわめて事務的に、こう言えどああ、ああ言えどこう

ということでお答えになつておる。その中に、私

のところに不敏な点があれば、配慮に欠けておる点があるならば、それをひとつ慎重に対策を講じたい。いろいろなことが、一言だつてそれが出てきていと思ふのですよ。あなたの答弁の中に、それが出てきてないじゃないですか。白々しいといえはほんとうに白々しいのです。私はほんとうに胸がむかむかしているのですよ、あなたの答弁を聞いていると。答弁の中にどこに誠意があるのです。

ちよつとはよく調べて、調査をして配慮すべきところは配慮いたしますぐらいのことがあつていいでしょう。ところが質問に対しても、非常に事務的な答弁しかしてないのであります。どこに人間味があるのであります。人間の心といふものがどこにあるのです。だから労使関係がよくないのであります。これでこの時間が終わつたら、やれやれこれで質問が終わつたわいと、あなたはこう出てくるに違いないのだ。私は質問でこんなでかい声を出したことは初めてだ。だけれども、あなたのようないい人間味のない答弁といふものはこりどりだよ。もうほんとうに。そんなばかな答弁がどこにある。ちよつとは人間らしい答弁をしなさいよ。現実にレントゲンまでとつて朝昼食べてない人を使つているじゃないか。そういう人が管理者として適当であるか適当でないかぐらいのことは調べなさいよ。答弁しなさい。

○北政府委員 私ども最初にも申し述べましたところは配慮いたしますぐらいのことがあつていいです。ところが質問に対しても、非常に事務的な答弁しかしてないのであります。どこに人間味があるのであります。人間の心といふものがどこにあるのです。だから労使関係がよくないのであります。これでこの時間が終わつたら、やれやれこれで質問が終わつたわいと、あなたはこう出てくるに違いないのだ。私は質問でこんなでかい声を出したことは初めてだ。だけれども、あなたのようないい人間味のない答弁といふものはこりどりだよ。もうほんとうに。そんなばかな答弁がどこにある。ちよつとは人間らしい答弁をしなさいよ。現実にレントゲンまでとつて朝昼食べてない人を使つているじゃないか。そういう人が管理者として適当であるか適當でないかぐらいのことは調べなさいよ。答弁しなさい。

○北政府委員 私ども最初にも申し述べましたとおり、調査なお不十分な点が多くござります。調査しております限り、お答え申しあつもりでござります。したがつて、調査の足りない面につきましては十分調査をいたします。

それからまた、全体を通じて、そういうこととばがただいままで出ませんでしたことは、まことに申しけないものでありますけれども、当然のことといたしまして、管理者むろんま身でございます。したがいまして、調べまして、いろいろまずい点がござりますれば、これは当然改むべきであるといふうに存じます。結じて、やはりたくさんの職員を擁して仕事をしていくというのが私どもの仕事でござりますから、そういう場合に職

員に対しまして十分あたたかい気持ちを持って接してまいり、これは管理者としていかなる層の管理者におきましても当然なければならぬ配慮であるということをかたく私ども信じております。至らない面があれば、十分指摘をしてまいりたいと思つております。

○山本(政)委員 終わりります。

○森山委員長 この際、連合審査会開会申し込みの件について、おはかりいたします。
運輸委員会において審査中の国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時は、運輸委員長との協議により決定されますので、さよう御了承願います。
次回は、明二十六日水曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

昭和四十七年五月十五日印刷

昭和四十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

B